岩見沢市生涯学習センター整備事業

事業契約書（案）

平成22年11月15日

岩見沢市

岩見沢市生涯学習センター整備事業事業契約書（案）

１　事業名　岩見沢市生涯学習センター整備事業

２　事業場所　岩見沢市●●●●●

３　事業期間　平成23年4月1日～平成40年3月31日

４　契約金額　￥●－

（うち取引に係る消費税及び地方税の額　￥●－）

（施設整備にかかる支払利息の額　￥●－（非課税））

５　契約保証金　要する【ただし、第80条ただし書き以下に定める場合はこの限りではない】

上記の事業について、岩見沢市（以下「甲」という。）は、事業者（以下「乙」という。）との間で、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な事業契約を締結し、真義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年●月●日

北海道岩見沢市鳩が丘１丁目１番１号
岩見沢市長　渡辺　孝一

事業者

住所

名称

目　次

「甲」と「乙」は、岩見沢市生涯学習センター整備事業（以下「本事業」という。）に関して、施設の設計･建設及び維持管理に関する契約（以下「本事業契約」という。）をここに締結する。
本事業契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第9条に基づき、岩見沢市議会の議決を得た場合に正式に本契約とする。

第１章　用語の定義

（定義）

第１条　本事業契約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　「維持管理期間」とは、本施設引渡し日から平成40年3月31日までの期間をいう。

(2)　「維持管理業務」とは、本施設に関する次の業務をいう。

1）施設設備維持管理業務
2）建物維持管理業務
3）環境衛生管理業務
4）警備業務
5）運営支援業務
6）その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3)　「維持管理費」とは、市がSPCに支払うサービスの対価のうち施設の維持管理に関する業務に相当する対価をいう。

(4)　「運営期間」とは、本施設供用開始予定日から平成40年3月31日までの期間をいう。

(5)　「応募グループ」とは、施設を設計・監理・建設し、維持管理業務を契約期間に渡って安定して行うことが出来る複数の企業等で構成されるグループをいう。

(6)　「基本協定書」とは、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とし、市が本事業を対象とした落札者の代表企業及び各代表構成員との間で締結する基本協定書による協定をいう。

(7)　「基本設計書」とは、対象施設の基本設計の内容を示す設計図書をいう。

(8)　「業務計画書」とは、第46条の規定に基づき、事業者により作成される書面をいう。

(9)　「建設企業」とは、本事業の建設業務を市から直接受託又は請け負う企業をいう。

(10)　「建設業務」とは、岩見沢市生涯学習センターの工事をいう。

(11)　「建設・工事監理業務」とは、本施設に関する次の業務をいう。

1）調査業務
2）設計業務
3）建設業務
4）許認可及び近隣対応業務
5）周辺影響調査・電波障害等対策業務
6）建築付帯設備（什器備品）業務
7）各種申請等

8）その他これらを実施する上で必要な関連業務

(12) 「工期」とは、本施設の建設期間をいい、工事開始日から本施設完成日までの期間をいう。

(13) 「公共施設の管理者」とは、PFI法に基づくPFI事業として、民間事業者に実施させようとする公的主体をいう。

(14) 「工事開始予定日」とは、市と事業者の間で定めた別紙1に記載された日程表においてされた本工事を開始する日をいう。

(15) 「工事完成図書」とは、本工事完了時に事業者が作成する別紙2に記載する図書をいう。

(16) 「工事監理業務」とは、要求水準書に基づき、事業者が履行する本工事の工事監理に関する業務をいう。

(17)「構成員」とは、設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務に当たる者をいう。

(18) 「交付金」とは、国から交付が想定されている「暮らし・にぎわい再生事業補助金」をいう。

(19) 「事業者」とは、落札者の構成員が本事業の実施を目的として設立する特別目的会社であり、本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。

(20) 「自主事業」とは、事業者が事前に市の許可を得ることを条件に行なうことのできる事業をいう。

(21) 「施設購入費」とは、市が事業者に支払うサービスの対価のうち本施設の設計及び建設に関する業務に相当する対価（支払利息は含まない。開業費及び金融手数料は含む。）をいう。

(22) 「実施設計書」とは、本施設の実施設計の内容を示す設計図書をいう。

(23) 「実施方針」とは、市が平成22年8月30日に公表した岩見沢市生涯学習センター整備事業実施方針をいう。

(24)「市の延滞利率」とは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）第8条に基づいて財務大臣が定める率をいう。

(25) 「出資者」とは、SPCの株主及び出資者をいう。

(26)「審査委員会」とは、PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。

(27) 「清掃業務」とは、要求水準書に基づき、SPCが履行する事業者側管理範囲における清掃に関する業務をいう。

(28) 「設計業務」とは、本施設に関する次の業務をいう。

1）事前調査業務（現況測量、地盤調査、地質調査、土壌汚染、地中埋設物、埋蔵文化財及びその他関連業務）

2）本施設の設計業務

3）電波障害調査、周辺影響調査

4）本施設整備に伴う各種申請等の業務

(29) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成した別紙3-1記載の基本設計図書及び別紙3-2記載の実施設計図書その他本施設についての設計に関する図書（第17条に

基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。

(30) 「代表企業」とは、応募グループの構成員のうち代表を務める者をいう。

(31) 「代表構成員」とは、設計・監理、建設、維持管理の各業務に当たる者が複数の場合の統括する企業をいう。

(32) 「特別目的会社」とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。SPC（Special Purpose Company）ともいう。

(33) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

(34) 「入札書類」とは、応募者が入札手続において、市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他応募者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。

(35) 「入札説明書」とは、本事業に関し、平成22年11月15日に公表された入札説明書本編をいう。

(36) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものなどであって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

(37) 「法令」とは、法律、条例、命令、政令、省令、規則又は規定若しくは通達、ガイドライン若しくは裁判所の判決、決定、命令又は仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規制及び規定を含む。）をいう。

(38) 「本工事」とは、本事業に関し、設計図書に従った本施設の建設工事、製作及び設置その他施設整備業務に基づく業務をいう。

なお、本事業契約において用いる「建設」は、「製作」及び「設置」の意味も有する。

(39) 「本施設」とは、本事業で、事業者が整備する施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものをいう。

(40) 「本施設供用開始予定日」とは、平成25年4月1日いう。

(41) 「本施設完成日」とは、平成25年3月31日又は本事業契約に従い変更された日をいう。

(42) 「本施設の完工日」とは、本施設完成日をいうが、事業者が本施設完成日までに本施設を完工できなかった場合には、本施設が実際に完工して、事業者が市から第36条に定める工事完成確認通知書及び第38条に定める確認通知書の両方を受領した日（なお、第36条に定める工事完成確認通知書及び第38条に定める確認通知書の両方を同時に受領することを要しない。）をいう。

(43) 「要求水準書」とは、本事業に関し、平成22年9月13日に入札説明書とともに公表された岩見沢市生涯学習センター整備事業要求水準書をいう。

(44) 「要求水準書等」とは、本事業契約、基本協定書、入札説明書、要求水準書及び入札書類を総称していう。

(45) 「落札者」とは、審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した入札参加者をいう。

第2章　総則

（目的）

第２条　本事業契約は、「甲」及び「乙」が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第３条　乙は、本施設が市民利用施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重し、かつ、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

２　甲は、本事業が乙によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

３　甲及び乙は、本事業が「実施方針」に示す目的及び基本理念を踏まえて実施されることを十分理解し、本事業の実施に当たりその趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第４条　本事業は、本事業対象業務及びこれらの業務の実施に係る資金調達とこれらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

なお、乙は、本事業に関連のない事業を行ってはならない。

２　本事業は、本契約、業務要求水準書及び事業者提案に従い、乙が適正かつ確実に実施するものとし、甲は本契約の定めるところにより乙による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置をとるものとする。

３　乙は、本契約に定める本事業の実施に関する各業務を、本契約の事業期間内に完了するものとする。ただし、甲は、自主事業に関する支払いは行わない。

（本事業の事業方式）

第５条　本施設は、乙により設計・建設された後、竣工と同時にその所有権が甲に帰属し、以後、甲が所有する。なお、本施設は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下「自治法」という。）第238条第3項（公有財産の範囲及び分類）に規定する行政財産として位置付けられる。乙は、本事業契約に定めるところに従い、維持管理期間に渡り、本施設の維持管理業務に関する業務を遂行する。

２　本施設に備え付けの設備等は、甲と乙の間で別途合意されない限り、甲が所有するものとする。自主事業及びこれに係る設備等は、乙が所有するものとする。

（公の施設）

第６条　甲は、法令の定める手続を経て、本施設を公の施設（地方自治法第244条第1項の公の施設をいう。）として設置するものとする。

（事業日程）

第７条　乙は、本事業を別紙1 に記載された日程表に従って遂行する。

（事業者の資金調達）

第８状　本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約で別段の定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また、本事業に関する乙の資金調達は、全て乙の責任において行うものとする。

２　甲は、乙が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性があり、乙から甲に対して支援の要請があった場合には、その支援を乙が受けることができるよう、可能な限りその協力を行うものとする。

３　甲及び乙は、本事業の実施に関して交付金の支給を受けることができるよう相互に協力する。甲に対する交付金の支給が確定した場合には、これを乙が負担する施設整備費の一部に充当するものとし、交付金相当額につき甲は乙に対する施設整備の支払義務を免れるものとする。

（事業者の専念義務等）

第９条　乙は、甲の事前の承認なく本事業及びこれに付帯する業務以外の事業を行ってはならない。

２　乙の代表構成員及び構成員の事情に起因する事業悪化については、その原因のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（敷地利用権）

第１０条　本施設の建設用地は、岩見沢市●●●●●（敷地面積：約 ●●● 平方メートル）（以下「本件土地」という。）とする。本件土地は、乙から提案を受けた土地の所有者から甲が買受ける行政財産であり、乙は、本事業契約上の義務を履行するために本施設の引渡しまでの間、必要な範囲において、本件土地を無償にて使用することができる。ただし、本件土地以外の本施設の建設に要する仮設資材置場等の確保は、乙の責任及び費用負担において行う。

（許認可、届出等）

第１１条　本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、乙がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても乙がその責任及び費用負担において提出しなければならない。ただし、甲が取得・維持すべき許認可及び甲が提出すべき届出は、この限りでない。

２　乙は、前項の許認可等の申請に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行う。ただし、乙は、甲に事前説明を行ったうえで、第15条第4項に定める甲の実施設計内容の確認の以前に、乙の責任において、確認申請等の許認可申請手続に着手することができるものとする。

３　甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な

資料の提供その他について協力する。

４　乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

５　甲及び乙は、それぞれが取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、法令変更により遅延した場合は、第12章の規定に従い、不可抗力により遅延した場合は、第13章の規定に従う。

第3章　本施設の貸与

（本施設の貸与）

第１２条　甲は、甲の所有となる本施設の一部を、乙が本事業を実施することのみを目的として、乙に貸与する。乙の維持管理業務に係る本施設の一部の貸与に際しては、別途定める「施設使用貸借契約」に従い、別途締結するものとする。

２　乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本施設の使用に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

（本施設の貸与の目的）

第１３条　前条に規定する本施設の使用権は、本事業を実施するための使用に限るものとし、乙は、同目的の範囲内において本施設を使用しなければならない。

２　次の各号に定める事由が生じた場合には、甲は、本事業契約を直ちに解除することができる。

(1)　乙が甲の事前の承諾なく、本施設を第１項に規定する目的以外の用途に使用した場合

(2)　乙が甲の事前の承諾なく、本施設を第三者に譲渡又は貸与した場合

(3)　乙が甲の事前の承諾なく、本施設を第三者に転貸し、又は第三者に使用させた場合

（本施設の貸与の期間）

第１４条　本施設の貸与の期間は、別途定める「施設使用貸借契約」に規定する本施設の貸与日から、平成40年3月31日までとする。

２　本施設の貸与は、前項に定める期間が満了する場合においてこれを延長することはできないものとする。但し、ただし、甲が期間の延長を認めた場合は、この限りでない。

３　本施設の貸与の期間は、第1項に定める期間が満了する前に本施設等の滅失があった場合において、乙が残存期間を超えて存続すべき施設、設備を新設した場合においても、延長されないものとする。

第4章　本施設の設計

（本施設の設計）

第１５条　乙は、甲と協議の上、自らの責任及び費用負担において、本施設の設計を行う。

2　乙は、設計業務の開始日までに甲に対して設計者の氏名又は名称を通知する。

3　乙は、本事業契約締結後速やかに、要求水準書等をもとに本施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき甲による確認を受ける。当該確認の時期については、協議により定める。乙は、本事業契約締結後30日以内に大要別紙3.1の様式による基本設計図書を甲に提出する。甲は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を基本設計図書を受理した日から10日以内に乙に通知する。

4　乙は、前項に基づき提出した基本設計図書の設計内容について甲から確認を得た後速やかに、本施設の実施設計を開始し、その進捗状況につき甲による確認を受ける。当該確認の時期については、協議により定める。乙は、本事業契約締結後90日以内に、大要別紙3.2の様式による実施設計図書を甲に提出する。甲は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を実施設計図書を受理した日から10 日以内に乙に通知する。

5　甲は、本施設が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために、本施設の設計状況その他について、乙に対してその説明を求めることができ、また、その他の書類の提出を求めることができる。

6　乙は、前項に定める設計状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき甲に対して最大限の協力を行い、また、設計者として、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わなければならない。

7　甲は、前項に基づき、説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを乙に伝え、又は意見を述べることができる。

8　甲は、乙より提出された設計図書が要求水準書等又は甲と乙との協議において合意された事項に従っていない場合、乙の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、乙は、甲からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、速やかに設計図書の修正を行い、修正点について、甲に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備、不具合等が発見された場合も同様とする。

9　乙は、設計の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、関連資料を添えて甲に対して事前に通知し、甲の承諾を得た場合に限り、当該設計の全部又は一部を第三者に委託することができ、乙は、受託者の使用につき責任を負う。本施設の設計に係る受託者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

10　甲が第3項及び第4項の設計図書を乙から受領し、それを確認したことを理由として、乙は、本施設の設計及び建設の全部又は一部に係る本事業契約上の責任を免れるものではない。

11　乙は、本施設の設計の進捗状況に関して、甲と打ち合わせを行うものとする。

12　甲と乙との間の増加費用又は損害の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　甲の責めに帰すべき事由（(i)甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）若しくは(ii)本事業契約、入札説明書、設計図書又は要求水準書の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、甲が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(2)　乙の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合（甲の責めに帰すべき事由以外の事由による設計内容等の変更、乙の入札時における見積費用の額が相当でなかった場合、又は、設計上の誤りがあった場合を含む。）、乙が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(3)　法令の変更又は不可抗力により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第12章又は第13章の規定に従う。

（設計に伴う各種調査）

第１６条　乙は、本件設計に必要な測量調査、地質調査その他の調査を、既に甲又は土地提供者が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、乙は当該調査等を行う場合、調査の日時及び概要を甲に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。

２　乙は、本件土地の地質障害、地中障害物等及び埋蔵文化財、不発弾等の発掘に起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。乙は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。また、前項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備がある場合は、乙は、当該不備に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

３　甲は、必要と認めた場合には随時、乙から本条に規定される調査に係る事項について、報告を求めることができる。

（設計図書の変更）

第１７条　甲は、本工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは、乙に対して、工期の変更を伴わず、かつ、乙の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、本施設の設計図書の変更を求めることができる。乙は、甲から当該通知を受領した後15 日以内に、甲に対して当該設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

２　乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

３　設計変更により、本施設の設計及び建設に係る費用が減少する場合は、甲及び乙は、協議により、合理的な範囲内で当該費用の減少分をサービスの対価から減額する。

（設計図書についての責任）

第１８条　乙は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等の瑕疵により生じた、前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償責任を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合及び損害賠償責任以外の場合は、甲の負担とし、不可抗力又は法令変更による場合は、第12章又は第13章の規定に従う。

２　第15条、第16条、前条、本条及び第19条により、甲が負担すべき増加費用等の支払時期及び支払方法は、当該費用等の金額等の確定後に、予算措置等必要な手続きを経ることを前提

として、甲と乙の協議により決定する。

（設計図書等の著作権）

第１９条　甲は、設計図書及び完成図書その他本事業契約に関して甲の要求に基づき作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）について、甲の裁量により無償利用する権利を有し、その利用の権利は、本事業契約の終了後も存続する。

２　前項の設計図書等及び本施設が著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

３　乙は、甲が当該設計図書等及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を自ら行使し、又は著作者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして行使させてはならない。

(1)　成果物又は本施設の内容を公表すること。

(2)　本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(3)　本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4)　本施設を増築し、改築し、修繕又は模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

４　乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為を自らなし、又は著作者をしてさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1)　第2 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること

(2)　設計図書等及び本施設の内容を公表すること。

(3)　本施設に乙の実名又は変名を表示すること。

（著作権の侵害の防止）

第２０条　乙は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。当該著作権等の侵害に関して、甲が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、乙は、甲に対し、当該損害及び費用の全額を補償する。

（特許権等の使用）

第２１条　乙は、特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限られない。）を負わなければならない。

第5章　本施設の建設

第1節　総則

（本施設の建設）

第２２条　乙は、自らの責任と費用負担において、本施設を別紙1に記載された日程表の日程により、甲と乙の間で定めた本施設完成日までに完成する。

２　本施設の施工方法その他の本工事のために必要な一切の手段は、乙がその責任において定める。

３　乙は、本施設の工期中、別紙5 第1項に定める保険に加入し、又は工事請負人及び工事下請人（以下、工事請負人及び工事下請人を総称して「工事請負人等」という。）をして別紙5 第1項に定める保険に加入させなければならない。当該保険の保険料は乙の負担とする。乙は、当該保険の証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを本施設の建設工事開始に先立ち甲に提示しなければならない。

なお、乙は、別紙5 第1項（1）及び（2）の保険を付したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示し、原本証明付き写しを交付しなければならない。また、乙は、別紙5 第1項（4）の保険を付したときは、本契約の締結後速やかにその履行保証保険に係る保険証券を甲に寄託しなければならない。

４　甲と乙との間の増加費用又は損害の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　甲の責めに帰すべき事由（(i)甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、又は(ii)本事業契約、入札説明書、設計図書又はは要求水準書の不備若しくは甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、甲が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(2)　乙の責めに帰すべき事由により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合（乙の入札時における見積費用の額が相当でなかった場合、又は、設計上の誤りがあった場合を含む。）は、乙が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(3)　法令の変更又は不可抗力により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、第12章又は第13章の規定に従う。

（施工計画書等）

第２３条　乙は、別紙6-1に記載の書類を本工事開始前に甲に提出する。なお、乙は、必要がある場合は、甲と協議のうえ施工計画書等の内容を変更することができ、この場合において、乙は、変更後の当該施工計画書等を速やかに甲に通知し、承諾を得なければならない。

２　乙は、甲と乙の間で定める別紙1に記載された日程表に記載された日程に従って詳細な工事工程表（月間工事工程表及び週間工事工程表）を作成して甲に提出した上で、これに従って工事を遂行する。甲に提出した工事工程表に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知し、承諾を得なければならない。

３　乙は、工事現場に常に工事記録を整備し、甲の要求があった際には速やかに開示する。

４　乙は、別紙6－2に規定する書類を施工時に甲に提出する。

５　甲は、乙から建設業法（昭和24年法律第100 号）第24条の7に規定する施工台帳（以下「施工台帳」という。）の提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

（本工事の第三者による施工）

第２４条　乙は、関連資料を添えて甲に対して本工事の施工の全部又は一部を第三者に請け負わせる旨事前に通知し、かつ、甲の承諾を得た場合には、本工事の施工の全部又は一部を第三者に請け負わせることができる。

２　前項に基づき、本工事の施工の全部又は一部を請け負った第三者がさらに本工事の施工の一部をその他の第三者に請け負わせる場合は、乙は、速やかに甲に対してその旨を事前に通知し、甲の承諾を得なければならない。

３　甲は、必要と認めた場合には随時、乙から施工台帳の提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

４　第1項及び第2項に基づく工事請負人等の使用は、全て乙の責任において行い、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

５　工事請負人等に関する何らかの紛争等に起因して本工事が遅延した場合において、甲又は乙につき生じた増加費用及び損害については、全て乙が負担する。

（事業者による工事監理者の設置）

第２５条　乙は、自己の責任及び費用負担で工事監理者を設置し、工事開始日までに甲に対して工事監理者の氏名又は名称（経歴及び資格を含む。）を通知する。工事監理者が工事請負人と同一法人に所属する場合、工事監理部門は工事請負部門と独立した職務遂行系統であることを要するものとする。

２　乙は、基本設計着手前に、管理技術者及び主任担当技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を受け得なければならない。なお、当該管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

３　乙は、工事監理者をして、適切な工事監理を行なわせ、甲に対して、本工事につき定期的報告を行わせる。また、甲は、必要と認めた場合には、随時、直接工事監理者に対して本工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は乙に対して工事監理者をして本工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。

４　工事監理者の設置は、全て乙の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙がこれを負担する。

（工事現場の管理）

第２６条　乙は、乙の責任及び費用負担において、工事現場における安全管理及び警備等を行う。

２　本工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合は、当該増加費用は、乙が負担する。ただし、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第13章の規定に従う。

（建設に伴う各種調査）

第２７条　乙は、本工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査を、既に甲又は土地提供者が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、乙は、当該調査等を行う場合、調査の日時及び概要を甲に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときはは、当該調査に係る報告書を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。

２　甲は、前項に定める調査等を実施した結果、事業者が本事業の入札手続において提供した本件土地に関する参考資料の内容と相違する事実を発見したときは、その旨を直ちに事業者に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、甲及び乙は、その対応につき協議する。

　なお、乙は、当該提出した本件土地に起因して市に発生した損害又は増加費用について、これを負担する。ただし、当該提出した本件土地に関して市の合理的な推定の誤りに関するものは、除く。

３　乙は、本件土地の地質障害、地中障害物等及び埋蔵文化財、不発弾等の発掘に起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。乙は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。ただし、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、瑕疵等がある場合、乙は、当該不備、瑕疵等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

４　甲は、必要と認めた場合には随時、乙から本条に規定される調査に係る事項について、報告を求めることができる。

（調査等の第三者への委託）

第２８条　乙は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、甲に対してその旨を申し出た上で、当該調査の全部又は一部を第三者に委託することができる。

２　前項に基づく、受託者の使用は、全て乙の責任及び費用負担において行い、受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（本施設の建設に伴う近隣対策）

第２９条　乙は、本工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して事業計画及び工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説

明に協力する。

2　乙は、自己の責任及び費用負担において、電波障害、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他本工事が近隣住民の生活環境に影響を与える事態が発生する可能性があることを勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策（当該近隣対策の要否及び内容の検討のための調査を含む。以下、本条において同じ。）を実施する。当該近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3　乙は、甲の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、甲は、乙がさらなる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。

4　近隣対策の結果、事業計画の変更が生じても引渡し日の変更は、認めない。

5　近隣対策の結果、乙に生じた費用（近隣対策の結果工事完成予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）については、乙が負担する。ただし、甲の行うべき近隣対策が、甲の責めにより遅延した場合に乙に発生した合理的な増加費用については、甲がこれを負担する。

6　前項にかかわらず、本事業を企画・推進すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は、甲がその費用及び責任において行うものとする。乙は、本工事の着工後の本施設の建設維持管理の近隣住民の生活環境に与える影響に関する住民反対運動、訴訟等に対する対応を、乙の費用及び責任において行う。

第2節　甲による確認等

（本工事に関する市による説明要求及び建設現場立会い）

第３０条　甲は、本工事の進捗状況について、随時、乙に対して報告を要請することができ、乙は、甲の要請があった場合には、当該報告を行わなければならない。また、甲は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、本施設の建設について、時期及び内容について、乙に対して中間確認を求めることができる。

2　甲は、本工事開始前及び本工事の施工中は、随時、乙に対して質問をし、説明を求めることができる。乙は、甲から当該質問を受領した後速やかに、甲に対して回答を行わなければならない。甲は、乙の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。

3　甲は、工期中、乙に対する事前の通知を行うことなく、随時、本工事に立ち会うことができる。

4　前3項に規定する報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、建設状況が要求水準書等及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合には、甲は、乙に対してその是正又は修補を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

5　乙は、工期中において、乙が行う又は工事請負人等をして行わせる工事監理者が定める本施設の検査又は試験について、事前に甲に対して通知する。甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。

6　甲の乙に対する報告及び説明の要求、中間確認又は甲の本工事への立会いを理由として、

乙は、本施設の設計及び建設の全部又は一部に係る本事業契約上の責任を免れるものではない。

第3節　工事の中止等

（工事の中止等）

第３１条　甲は、自然的又は人為的な事象に起因し工事の続行ができない場合、あるいは甲の判断により設計図書の変更が必要となった場合等必要と認める場合には、乙に対して、内容及び理由を通知して、本工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。

２　甲は、前項により本工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、工期又は施設整備費相当額を変更することができる。また、当該本工事の施工の一時中止が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、乙に生じた本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用又はその他本工事の施工の一時中止及びその続行に起因する合理的な増加費用及び損害額については、甲がこれを負担する。

なお、本工事の施工の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第12章又は第13章の規定に従う。

（工期の変更）

第３２条　甲が乙に対して工期の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の当否を定める。ただし、甲と乙の間において協議が調わない場合は、甲が合理的な工期を定め、乙は、これに従わなければならない。

２　乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求した場合は、甲と乙は、協議により当該変更の当否を定める。ただし、乙が工期の変更を請求した日から14日以内に甲と乙の間において協議が調わない場合、甲が合理的な工期を定め、乙は、これに従わなければならない。工期の変更に伴い、乙に追加費用又は損害が発生した場合は、第33条第1項又は第3項の規定に従う。

（本施設の完成遅延等による費用負担）

第３３条　甲の責めに帰すべき事由により本施設の完成が遅延し、実際の供用開始日が甲と乙の間で定めた供用開始予定日より遅延した場合（甲の責めに帰すべき事由による備品の設置の遅延による場合を含む。）は、甲は、当該遅延に伴い、乙が負担した合理的な増加費用に相当する金額に営業収益の想定金額（サービスの対価、自主事業による得べかりし利益）を加えた額から乙が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額を、乙に対して支払う。

２　乙の責めに帰すべき事由により本施設の完成が遅延し、実際の供用開始日が甲と乙の間で定めた供用開始予定日より遅延した場合（乙の責めに帰すべき事由による備品の設置の遅延による場合を含む。）、乙は、本施設完成日から本施設の完工日までの期間（両端日を含む。）において、施設整備費相当額に、甲の延滞利率と同率の割合で計算した遅延損害金を甲に支

払い、甲は本施設完成日から本施設の完工日までの期間（両端日を含む。）において、別途サービスの対価の支払いは、行わない。

3　法令の変更又は不可抗力により、工期延長等が生じ、本施設の完成が遅延し、実際の供用開始日が甲と乙の間で定めた供用開始予定日より遅延した場合は、当該遅延に起因して乙に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第12章又は第13章の規定に従う。

4　乙は、使用前の工事目的物、材料他関連工事の不具合等又はシックハウス病等の建築資材等に起因する病気の発生に起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。

5　甲が、乙に対し、遅延期間につき支払うべき金額は、前項までに規定する金額に限られ、別途サービスの対価は、支払わない。ただし、設計及び建設業務の対価は除くものとする。

第4節　損害等の発生

（本工事中に第三者に生じた損害）

第３４条　乙が本工事を実施する過程で、又は実施した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

２　本工事の施工に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第13章の規定に従う。

第5節　本工事の完了

（事業者による完了検査）

第３５条　乙は、乙の責任及び費用負担において、本工事の完了検査を行う。

２　乙は、甲に対して、乙が前項の完了検査を行う14日前までに、当該完了検査を行う旨を通知する。

３　甲は、乙が前2項の規定に従い行う完了検査への立会いを求めることができる。ただし、甲による当該立会いの実施を理由として、乙は、本施設の設計及び建設の全部又は一部に係る本事業契約上の責任を免れるものではない。

４　乙は、第1項の完了検査において、本施設の仕様が充足されているか否かについて、甲が適当と認める方法により検査し、完了検査における甲の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添え、完了届とともに甲に提出する。

（市による本施設の工事完成確認等）

第３６条　前条第4項の完了届を甲が受領した場合、甲は、乙から本施設における完成図書の交付を受け、説明を受けること等により、本施設が要求水準書等に規定された性能及び仕様を充足していることを確認する。

２　甲は、前項の確認（以下「工事完成確認」という。）の結果、本施設が要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合は、乙に対して、補修、改造又は改善を求めることがで

きる。当該補修、改造又は改善にかかる費用は、乙が負担する。

3　工事完成確認の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　甲は、乙又は工事請負人等並びに工事監理者立会いのもとで、工事完成確認を実施する。

(2)　工事完成確認は、設計図書との照合及び完成図書の確認により実施する。

(3)　機器、備品等の試運転、性能検査等は、甲による工事完成確認前に乙が実施し、その報告書を甲に提出する。

なお、甲は、試運転、性能検査等に立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、乙の責任及び費用負担により行う。

(4)　乙は、試運転、性能検査等とは別に、機器、備品等の取扱いに関する甲への説明を実施する。

4　甲は、第1項の事項につき確認し、かつ、乙が、別紙5 第2項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入し、又は受託者等（第48条第4項で定義する。）をして別紙5 第2項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入させ、その保険証書の写しを別紙2に掲げる工事完成図書とともに甲に対して提出した場合は、受領した日より14日以内に乙に対して工事完成確認通知書を遅滞なく交付する。

5　甲は、乙から交付された完成図書を、本施設の修繕等のために使用し、また、必要な改変を加えることができる。

6　乙は、甲の工事完成確認通知書を受領し、かつ、第38条に定める確認通知書を受領しなければ、本施設の維持管理業務を開始することはできない。

7　甲による工事完成確認通知書の交付を理由として、乙は、本施設の設計及び建設の全部又は一部に係る本事業契約上の責任を免れるものではない。

（事業者による本施設の維持管理業務体制整備）

第３７条　乙は、本施設引渡し日までに、本施設の維持管理業務に必要な人員を確保し、かつ、本施設供用開始日までに、維持管理業務に必要な訓練、研修等を行う。

2　乙は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書に従って本施設を維持管理することが可能となった段階で、本施設供用開始日までに、甲による確認を受けるものとする。

（市による本施設の維持管理業務体制確認）

第３８条　甲は、本施設引渡し日までに、要求水準書等との整合性の確認のため、乙から本施設における人員配置、業務フロー等に関する書面の交付を受け、説明を受けること等により、本施設の維持管理業務体制の確認を行う。甲は、当該体制が維持管理業務の遂行に支障のないことを確認した場合は、乙に対し10日以内を目処に確認通知書を交付する。

第６章（本施設の引渡し等）

（本施設の引渡し）

第３９条　乙は、甲から工事完成確認通知書を受領した場合は、速やかに本施設を甲に引渡すものとする。

（本施設の引渡しの方法及び期日）

第４０条　乙は、甲に対し、本施設に一切の制限物権が設定されていない状態で、所有権移転手続に必要な書類の交付その他一切の必要な手続をとるものとする。

２　乙は、本施設の所有権の甲への保存及び本施設の引渡しに際して生じる一切の費用を負担するものとする。

（本施設の引渡しの期日の変更）

第４１条　甲は、甲の責めに帰すべき事由、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により本施設の引渡しの期日が変更され、実際の供用開始日が、甲と乙の間で定めた供用開始予定日より遅延した場合は、当該供用開始の遅延に伴い、乙が負担した合理的な増加費用に相当する額を、乙に支払う。

２　乙の責めに帰すべき事由により引渡しの期日が変更され、実際の供用開始日が、甲と乙の間で定めた供用開始予定日より遅延した場合は、乙は当該供用開始の遅延に伴い、甲に発生した損害額に相当する金額を甲に支払う。

（本施設の所有権保存登記）

第４２条　本施設の所有権は平成25年3月●日に甲が取得するものとし、自ら所有権保存登記手続きを行う。

なお、当該登記手続にかかる費用は、全て乙が負担する。

（本施設の引渡しに伴う支払い）

第４３条　甲は、本施設の引渡しを受け、その内容が本契約に適合していることが甲により確認されることを条件として、第64条に規定するサービスの対価を支払う。

第7章　本施設の維持管理

第1節　総則

（維持管理業務）

第４４条　乙は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等及び第4項に規定する維持管理仕様書に定める条件に従い、本施設引渡し日以降、維持管理業務を開始し、かつ、維持管理期間中、本施設の維持管理業務を行う。

２　甲は、要求水準書を変更する場合、事前に乙に対して通知の上、その対応について協議を行い、乙の合意を得る。
３　乙が、不可抗力又は乙の責に帰すことのできない事由により、甲に対して、維持管理業務の内容の変更等を請求した場合は、甲と乙は、協議により当該変更の当否を決定する。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従う。
４　乙は、要求水準書及び乙の提案に基づき、甲との協議により、乙による本施設の維持管理業務の仕様を定める維持管理仕様書を作成する。乙は、甲との協議により、維持管理仕様書の内容を変更することができる。
５　維持管理業務に関して生じた増加費用又は損害の負担については、次の各号に定めるところによる。
(1)　甲の責めに帰すべき事由（(i)甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）又は(ii)本事業契約、入札説明書又は要求水準書の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）をいう。）により維持管理費用（本施設の点検・保守・修繕の遅延によるものを含む。）が増加する場合又は損害が発生した場合は、甲が当該増加費用又は当該損害を負担する。
(2)　乙の責めに帰すべき事由により維持管理費用（本施設の点検、保守又は修繕の遅延によるものを含む。）が増加する場合又は損害が発生した場合は、乙が当該増加費用又は当該損害を負担する。
(3)　法令の変更又は不可抗力により維持管理費用が増加する場合又は損害（本施設の損傷も含む。）が発生した場合は、第12章又は第13章の規定に従う。

（維持管理業務の中止）

第４５条　甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、維持管理業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
２　前項の場合において、甲は、必要があると認める場合は、維持管理業務の内容を変更することができる。
なお、甲は、乙の責に帰すべき場合を除き、維持管理業務の一時停止に伴う増加費用又は乙に生じた損害を負担する。

（維持管理業務内容の改善）

第４６条　乙は、維持管理に係る要求水準書等に従い、翌事業年度の乙による本施設の維持管理業務について、実施体制、実施工程等維持管理業務の実施のために必要な事項を記載した維持管理計画書を、毎年、当該事業年度が開始する30日前までに甲に提出し、その確認を受ける。

（維持管理業務に伴う近隣対策）

第４７条　乙は、自己の責任及び費用負担において、維持管理業務を実施するに当たって合理

的に要求される範囲の近隣対策を実施する。当該近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、甲は、当該近隣対策の実施について、乙に対し、協力する。
２　前項の近隣対策の結果、乙に生じた費用については、乙が負担する。
３　本施設を設置すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は、甲が行うものとする。

（維持管理業務の第三者による実施）
第４８条　乙は、維持管理業務の一部を第三者へ委託し、又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて甲に対して事前に通知し、かつ、甲の承諾を得なければならない。
２　前項に基づき、第三者が乙から委託を受け又は請け負った維持管理業務の一部について、さらにその他の第三者にその一部を委託し、又は下請人を使用するときは、乙は、甲に対して速やかにその旨を通知し、甲の承認を得なければならない。
３　甲は、必要と認める場合には、随時、乙から維持管理業務の遂行体制について、報告を求めることができる。
４　第1項及び第2項に基づく、維持管理業務の受託者、請負人及び下請人（以下、総称して「受託者等」という。）の使用は、すべて乙の責任において行い、受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
５　受託者等に関する何らかの紛争等に起因して維持管理業務に支障が生じた場合において、甲又は乙に生じた増加費用及び損害については、全て乙が負担する。

（本施設の修繕）
第４９条　乙は、本施設の維持管理期間中、乙が提案した修繕計画に基づき、本施設の修繕を行なう。
２　甲の責めに帰すべき事由により本施設の修繕を行った場合は、甲は、これに要した一切の費用を負担する。
３　自主事業に係る設備の補修は、乙の判断と費用により行なうものとする。

（従事職員名簿の提出等）
第５０条　乙は、各維持管理業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿をそれぞれ甲に維持管理業務開始前に提出し、異動があった場合、速やかに甲に報告しなければならない。
２　乙は、維持管理業務の遂行にあたり、維持管理業務開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を予め甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
３　甲は、乙の従事職員がその業務を行うに不適当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し交替を求めることができる。

第2節　自主事業

（自主事業の概要）

第５１条　乙は、事前に甲の許可を得ることを条件に、自主事業を行うことができるものとする。

２　乙は、第53条に規定する自主事業計画書に基づく開始日をもって、自主事業を開始するものとする。

３　乙は、自主事業の最終年度の自主事業計画書に基づく終了日をもって、自主事業を終了するものとする。ただし、本事業の維持管理及び運営期間を超えることはできない。

（自主事業の第三者への委託）

第５２条　乙は、甲に対し請負人の名称その他の情報を事前に通知した上で、自主事業の全部又は一部を第三者に委託することができる。

２　乙は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約の概要を、甲に速やかに提出しなければならない。甲は、必要に応じて当該委託に関連する契約書をいつでも閲覧することができる。

３　乙は、第１項に係る請負人の使用につき全て責任を負う。自主事業に係る請負人の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（自主事業計画書）

第５３条　乙は、各事業年度の自主事業計画書を、当該事業年度が開始する30日前までに甲に提出し、承諾を得なければならない。ただし、事業年度途中で事業を開始する場合には、開始日の30日前までに自主事業計画書を提出する。

２　乙は、事業年度の最終日より3か月以内に自主事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（自主事業に係る許認可及び届出）

第５４条　乙は、自主事業を行うために必要な一切の許認可の取得及び届出を、自己の責任及び費用において行う。

２　乙は、甲の要請がある場合、自主事業に関する甲の許認可の取得及び届出のために必要な協力をする。

（自主事業に伴う近隣対策）

第５５条　乙は、自主事業に関して合理的に必要と認められる近隣対策を、自己の費用及び責任において実施する。

２　甲は、乙からの要請がある場合は、前項に規定する乙による近隣対策に対し、必要な協力をする。

（自主事業による事業者の収入）

第５６条　乙は、自主事業の運営による収入を、自らの収入として収受する。

２　乙による自主事業の運営に係る料金等の設定は、本施設の設置目的に沿うものでなければならない。

（自主事業に伴う事業者の支払い）

第５７条　乙は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、自主事業の実施に必要な一切の費用を負担し、自主事業を実施するに当たり必要な資金調達を、全て自己の責任において行う。

（自主事業に係る業務報告書）

第５８条　乙は、自主事業を行っている期間中、自主事業に係る一般的状況、利用者からの苦情、要望、トラブル発生の有無等を報告するために、毎月5日までに、当該月の前月の業務に係る業務報告書（以下「自主事業に係る通常業務報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、自主事業を行っている期間中、緊急の対応が必要な事故や事件等のトラブル及び利用者等からの苦情、要望等が発生した場合、速やかに、当該事故の内容及びそれに対する対応策等を記載した業務報告書を甲に提出する。さらに、乙は、甲の要求がある場合は、当該事故等に対する乙の対応、状況、顛末等を記載した業務報告書を随時、甲に提出する（本項の業務報告書を総称して、以下「自主事業に係る随時業務報告書」という。）

３　乙は、自主事業に係る収支を、本施設に係る事業の収支と分離して経理し、自主事業の財務状況を明確にしなければならない。

４　乙は、自主事業に係る月次の収支報告書を作成し、翌月の末日までに甲に報告しなければならない。

５　乙は、甲に対し、事業年度の最終日より3か月以内に当該事業年度の自主事業に係る収支を報告しなければならない。

（自主事業に対する公共によるモニタリング）

第５９条　甲は、自己の費用で、乙による自主事業の状況を確認し、その内容が、本契約に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、乙に発生する費用は、乙が負担する。

(1)　定期モニタリング：甲が月に1回、乙から提出される自主事業に係る通常業務報告書を検討するほか、甲が設定するチェック項目について巡回、業務監視、乙への説明要求、利用者等へのヒアリング等により業務遂行状況をチェックするとともに、各業務報告書記載事項の事実を確認する。

(2)　随時モニタリング：自主事業に係る随時業務報告書の検討のほか、上記と同様の内容のモニタリングを必要に応じて、随時行う。

(3)　甲は、前2号に規定するモニタリングの結果に基づき、乙による自主事業の実施状況の適否を業務毎に判断し、当該判断結果を乙に通知する。

なお、当該判断の基準は、本契約締結後、甲が乙に対し、提示するものとする。

２　甲は、前項に規定するモニタリングを実施する際に、乙に、自主事業の状況等について説明及び立会いを要求することができる。なお、乙は、甲からの係る要求等に対し、協力するものとする。

３　第1項に規定するモニタリングの結果、乙による自主事業の実施状況につき、本契約に適合していないものがあると認められる場合は、甲は、乙に対し、改善を求めることができる。

４　甲は、第1項に規定するモニタリングの結果、乙による自主事業の実施状況について、本契約に規定する事項からの逸脱が著しいと認められる場合は、乙の当該自主事業を直ちに停止させることができる。

（自主事業の中止）

第６０条　自主事業が許可を受けた内容と異なる場合、月次の収支報告書が赤字を計上し、改善の見込みがない場合、その他自主事業を継続することが不相当と甲が認めた場合は、甲は乙に対し、自主事業を中止させることができるものとする。

２　乙は、事前に甲の許可を得て、自主事業を中止することができる。

（自主事業により第三者に及ぼした損害）

第６１条　乙が、自主事業を行うに当たり、第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害のうち、乙の責めに帰すべき事由によるものは乙が自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

（自主事業に係る保険）

第６２条　乙は、自主事業を行っている期間中、別紙5「保険等の取り扱いについて」に定める維持管理・運営期間中の保険のうち、自主事業に係る保険に加入するものとする。また、乙が請負人を使用する場合は請負人をして、同保険に加入させるものとする。

第3節　損害・損傷等の発生

（第三者に及ぼした損害）

第６３条　乙が維持管理業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

２　維持管理業務に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第13章の規定に従う。

３　乙は、前2項に定める損害賠償に係る乙の負担に備えるために、本施設の維持管理期間中、自己の責任及び費用負担において、別紙5第2項記載の保険に加入し、又は受託者等をして別紙5第2項記載の保険に加入させるものとする。

第8章　サービス購入費の支払

（甲のサービス購入費の支払）

第６４条　甲は、本事業契約に基づく乙の業務遂行の対価として、サービス購入費を支払う。

２　前項のサービス購入費は、本施設が利用可能な状態で提供されることに対して支払われる施設整備費相当額（ただし、自主事業に係る部分を除く。）及び維持管理業務が適切に行われることに対して支払われる維持管理費相当額（ただし、自主事業に係る部分を除く。）から構成され、その詳細は、別紙8 に記載のとおりとする。

３　第78条に基づくモニタリングの結果、要求水準書等に記載された甲が求める水準を満たしていない事項が存在することが甲に判明したときは、甲は別紙9 に記載する手続に基づいてサービス購入費を減額する。

４　別紙8 に定めるサービス購入費の支払開始予定日までに本施設引渡しが終了していない場合、又は第37条に基づく乙による本施設の維持管理業務体制整備が終了していない場合は、甲は、当該引渡し又は終了するまでは、前項の支払をすることを要しない。

（サービス購入費の支払方法）

第６５条　別紙9 に従い、甲は、乙に対し、第78条に基づくモニタリングの結果を通知し、当該通知の後、乙は、甲に対してサービス購入費の請求書を提出する。

２　甲は、サービス購入費を別紙8 に記載の支払方法（年2回、乙の請求書が甲に受理された日から30 日以内とする。）で、本施設の維持管理期間中、乙に対して支払う。

　なお、本事業の実施に係る光熱水費は、甲の負担とする。ただし、自主事業に係るものは除く。

３　サービス購入費のうち、施設整備費相当額の支払額について物価変動による改定は、行わない。

４　サービス購入費のうち、維持管理費相当額の支払額は、物価変動に伴い、別紙8 に従って改定される。

（虚偽報告によるサービス購入費の減額）

第６６条　乙が甲に提出した維持管理業務に関する業務日誌、業務月報、上半期報告書及び年報（以下、総称して「業務報告書」という。）に虚偽の記載があることが判明した場合は、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が別紙9 に従って減額した金額を返還しなければならない。

（サービス購入費の見直し）

第６７条　金利の変動等に伴うサービス購入費の見直しは、別紙8 に定めるところに従う。

第9章　契約期間及び契約の終了

第1節　契約期間

（契約期間）

第６８条　本事業契約は、契約締結日から効力を生じ、平成40年3月31日をもって終了する。

２　乙は、前項の契約期間中、本施設を要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負う。

３　乙は、契約終了に当たって、甲に対して、要求水準書記載の業務その他これに付随する業務のために本施設を甲が継続使用できるよう本施設の維持管理業務に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた維持管理業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

４　甲は契約期間満了の1年前から6か月前の間に、契約期間終了時において要求水準書等に定められた要求水準が充たされるか判断するために別途協議により定められた事項について終了前検査を行う。

５　甲は、当該検査の結果、本施設が要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合は、乙に対して補修、改造又は改善を求めることができる。当該補修、改造又は改善にかかる費用は、乙が負担する。

6　乙は、本事業契約の終了と同時に、別紙10 の様式による目的物引渡書を甲に交付する。

（本施設の瑕疵担保）

第６９条　甲は、本施設に瑕疵があるときは、乙に過失があるか否かに関わらず、乙に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項に規定する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しの日から1年以内（木造建築の場合）、又は2年以内（石造・金属造・コンクリート造及びこれに類する建物、その他土地の工作物若しくは地盤の場合）とする。ただし、乙が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、1年を5年とし、2年を10年とする。

３　甲は、本施設が前項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を甲が知った日から1年以内に前項の権利を行使しなければならない。

第2節　乙の債務不履行による契約解除

（乙の債務不履行による契約解除）

第７０条　次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、甲は、乙に対して通知した上で、本事業

契約を解除して、終了させることができ、又は、解除せずに乙の契約上の地位を甲が選定した第三者に移転させることができる。ただし、第4号の場合、維持管理期間中に別紙9 に定める要求水準を満たしていないときの契約終了手続は、別紙9 の規定に従う。

(1)　乙が本事業を放棄し、7日間以上に渡りその状態が継続したとき。

(2)　乙に係る破産申立て、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続（今後制定される倒産に関する法律に基づく手続を含む。）について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。

(3)　乙が、重大又は背信的な虚偽の報告を行ったとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、乙が本事業契約に違反し、又は表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

（本施設の引渡し前の解除）

第７１条　本事業契約締結日以後、乙の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、甲は、乙に対して通知した上で本事業契約を解除して、終了させることができ、又は、解除せずに乙の契約上の地位を甲が選定した第三者に移転させることができる。

(1)　乙が、別紙1に記載された日程表に記載された工事開始日が経過しても本工事を開始せず、甲が相当の期間を定めて乙に対して催告したにも関わらず、乙から甲に対して甲が満足すべき合理的説明がなされないとき。

(2)　本施設引渡し日経過後、相当の期間内に施設を引渡しする見込みが明らかに存在しないと甲が認めたとき。

(3)　その他乙の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。

２　本施設の引渡し前に前条又は前項により本事業契約が解除された場合は、乙は、別段の合意がない限り、甲に対して、サービス購入費のうち施設整備費相当額の100分の10に相当する金額を違約金として支払う。また、甲は、本施設の出来高部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来高部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することができる。この場合において、甲に相殺後の残額があるときは、当該残額を、甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより若しくは残存期間を超えない範囲で甲が選択する分割支払スケジュールによって支払う。

３　甲と乙は、分割払スケジュールによる支払いの場合は、付される金利について、協議を行う。

４　甲が被った損害の額が第1項の違約金の額を超過する場合は、甲は、当該超過額について、乙に損害賠償請求を行うことができる。

（本施設の引渡し以後の解除）

第７２条　本施設の引渡し時以後において、乙の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、甲は乙に対して相当の期間を定めて乙において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中に当該違反行為が治癒されないときには、乙に対し

て通知をした上で本事業契約を解除して、終了させることができ、又は解除せずに乙の契約上の地位を甲が選定した第三者に移転させることができる。

（1） 乙が本施設について、連続して7日以上又は1年間において14日以上に渡り、維持管理業務を行わないとき。

（2） その他乙の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。

２ 本施設の引渡し後に第70条又は前項により本事業契約が解除された場合、乙は、維持管理費相当額の残額合計の100分5に相当する違約金を甲に対して支払わなければならない。また、甲は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、本施設を検査の上、サービス購入費のうちの施設整備費相当額の残額を、甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより、若しくは残存期間を超えない範囲で甲が選択する分割支払スケジュールによって支払う。

３ 甲と乙は、分割払スケジュールによる支払いの場合は、付される金利について、協議を行う。

４ 甲が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、甲は、当該超過額について乙に損害賠償請求を行うことができる。

５ 甲は第2項に基づく本施設の本事業の契約解除時において、要求水準書等に定められた要求水準が充たされるか判断するために別途協議により定められた事項について、終了前検査を行う。

６ 甲は、当該検査の結果、本施設が要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、乙に対して補修、改造又は改善を求めることができる。当該補修、改造又は改善にかかる費用は、乙が負担する。

第3節　甲の債務不履行による契約解除

（甲の債務不履行による契約解除）

第７３条 甲が、本事業契約上の金銭支払い等の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合は、乙は、本事業契約を解除することができる。

２ 前項に基づき、本施設の引渡し前に本事業契約が解除された場合、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った逸失利益を含む相当因果関係のある損害及び合理的な増加費用を賠償する。また、甲は、本施設の出来高部分を検査のうえ相当する代金で買い取り、甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

３ 第 1 項に基づき、本施設の引渡し以後に本事業契約が解除された場合、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った逸失利益を含む相当因果関係のある損害及び合理的な増加費用を賠償する。また、甲は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、本施設を検査の上、サービス購入費のうちの施設整備費相当額の残額を、甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

４ 甲は前項に基づく本契約の解除時において要求水準書等に定められた要求水準が充たされるか判断するために、別途協議により定められた事項について、終了前検査を行う。

５　甲は、当該検査の結果、本施設が要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合は、乙に対して補修、改造又は改善を求めることができる。補修、改造又は改善に係る費用は、乙が負担する。

第4節　法令変更による契約解除

（法令変更による契約の解除）

第７４条　第82条第2項に基づく協議にも関わらず、本事業契約の締結後における法令変更により、本事業契約の履行のために多大な費用を要する場合その他甲が本事業の継続が困難と判断した場合は、甲は、乙と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。

２　前項に基づき，本契約の全部が終了する場合，甲及び乙は，本契約終了の時期の区分に応じて，次の各号に掲げられた処理に従う。

(1)　当該解除が、本施設の工事完成確認通知書を乙に交付する前になされた場合

（ア）　甲は，本施設の出来高部分を検査のうえ当該出来高検査に合格した部分に相当する金額（ただし，保険により填補されるべき金額を控除する。）により，本施設の出来高部分を買い取る。

　なお買い取り代金は甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

（イ）　甲は、（ア）に規定する買取代金のほか、乙の委託先との契約解除により乙に生じる手数料、違約金等の当該買取代金によっては填補されない費用（乙に係る逸失利益を含まない。）のうち、当該法令変更と相当な因果関係の範囲にある合理的な金額（ただし、保険により填補されるべき金額を控除する。）につき、乙と協議のうえ、乙に支払い、その支払方法については、甲及び乙が協議により決する。

(2) 当該解除が、本施設の工事完成確認通知書を乙に交付した後になされた場合

（ア）　甲は，本施設の所有権を留保することを前提として，乙に対し、本施設の設計及び建設業務の対価のうち，乙に未払いの金額相当額（本契約の解除までに発生する割賦金利相当額を含む。）を支払う。

　なお買い取り代金は甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

（イ）　甲は、（ア）に規定する債務のほか、乙の委託先との契約解除により乙に生じる手数料、違約金等の当該買取代金によっては填補されない費用のうち、当該法令変更と相当な因果関係の範囲にある合理的な金額（ただし、保険により填補されるべき金額を控除する。）につき、甲と協議のうえ、乙に支払い、その支払方法については甲及び乙が協議により決する。ただし、自主事業に係る費用は、乙が負担するものとする。

（ウ）　甲は本項に基づく本契約の解除時において、要求水準書等に定められた要求水準が充たされるかを判断するために、別途協議により定められた事項について、終了前検査を行う。甲は、当該検査の結果、本施設が要求水準書等に定められた水準を満

たしていない場合は、乙に対して補修、改造又は改善を求めることができる。これらの補修、改造又は改善にかかる費用は、乙が負担する。

第5節　不可抗力による契約解除

（不可抗力による契約解除）

第７５条　第84条第2項の協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約等の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合は、甲は、同項に関わらず、乙に通知の上で、本事業契約の全部を解除することができる。

２　前項に基づき，本契約の全部が終了する場合は，甲及び乙は，本契約終了の時期の区分に応じて，次の各号に掲げられた処理に従う。

(1)　当該解除が、本施設の工事完成確認通知書を乙に交付する前になされた場合

（ア）　甲は，本施設の出来高部分を検査のうえ相当する金額（ただし，保険により填補されるべき金額を控除する。）により，本施設の出来高部分を買い取る。なお買い取り代金は、甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

（イ）　甲は、（ア）に規定する買取代金のほか、乙の委託先との契約解除により乙に生じる手数料、違約金等の当該買取代金によっては填補されない費用（乙に係る逸失利益を含まない。）のうち、当該不可抗力と相当な因果関係の範囲にある合理的な金額（ただし、保険により填補されるべき金額を控除する。）につき、乙と協議のうえ、乙に支払い、その支払方法については、甲及び乙が協議により決する。

(2) 当該解除が、本施設の工事完成確認通知書を乙に交付した後になされた場合

（ア）　甲は，本施設の所有権を留保することを前提として，乙に対し、本施設の設計及び建設業務の対価のうち，乙に未払いの金額相当額（本契約の解除までに発生する割賦金利相当額を含む。）を支払う。

　なお、買い取り代金は、甲の選択により解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

（イ）　甲は、（ア）に規定する債務のほか、乙の委託先との契約解除により乙に生じる手数料、違約金等の当該買取代金によっては填補されない費用のうち、当該不可抗力と相当な因果関係の範囲にある合理的な金額（ただし、保険により填補されるべき金額を控除する。）につき、甲と協議のうえ、乙に支払い、その支払方法については、甲及び乙が協議により決する。ただし、自主事業に係る費用は、乙が負担するものとする。

（ウ）　甲は本項に基づく本契約の解除時において、要求水準書等に定められた要求水準が充たされるかを判断するために別途協議により定められた事項について、終了前検査を行う。甲は、当該検査の結果、本施設が要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合は、乙に対して補修、改造又は改善を求めることができる。上記補修、改造又は改善にかかる費用は、乙が負担する。

第6節　事業終了に際しての処置

（事業終了に際しての処置）

第７６条　乙は、本事業契約が終了した場合において、本施設内に乙が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（第 48 条で定義される受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、甲の指示に従わなければならない。

２　前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲が処置に関連して負担した費用及び損害を負担する。

３　乙は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんに関わらず、直ちに、甲に対し、本施設を維持管理するために必要な全ての資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の負担）

第７７条　事業関係終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び乙の清算に伴う評価損益等については、乙がこれを負担する。

第7節　モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）

第７８条　甲は、乙による要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙9 に基づき、本事業の各業務につき、モニタリングを行う。

２　甲は、乙に対し、維持管理期間中、本施設の維持管理業務について、随時その説明を求め、併せて甲が必要とする書類の提出を請求することができ、また、本施設において、維持管理状況を自ら立会いの上確認することができる。

３　乙は、前項に規定する維持管理状況その他についての説明及び甲による確認の実施について、甲に対して最大限の協力を行わなければならない。

４　モニタリングの結果、乙による本事業の遂行が要求水準を満たさないと甲が判断した場合は、甲は、別紙9 に従って、本事業の各業務につき、改善要求措置をとる。

５　乙は、何らかの事由で本事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを乙自らが認識した場合は、その理由、状況、対応方針等を直ちに甲に対して報告又は説明しなければならない。

６　甲は、必要に応じて、本施設について、利用者等へのヒアリングを行うことができる。

７　甲の説明要求及びこれに対する説明の実施又は甲による立会いの実施を理由として、乙は、本施設の維持管理業務の全部又は一部に係る事業契約上の責任を免れるものではない。

第10章　表明・保証及び誓約

（事業者による事実の表明、保証及び誓約）

第７９条　乙は、甲に対して、契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1)　乙が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき、義務を履行する権限を有していること。

(2)　乙による本事業契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本事業契約を締結し、履行することにつき、法令上及び乙の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。

(3)　本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令に違反せず、乙が当事者であり、又は乙が拘束される契約その他の合意に違反せず若しくは乙に適用される判決、決定又は命令の条項に違反しないこと。

(4)　本事業契約は、その締結により適法、有効、かつ、拘束力ある乙の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、強制執行可能な乙の債務が生じること。

２　乙は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を甲に対して誓約する。

(1) 本事業契約を遵守すること。

(2) 乙は、甲の事前の承諾なしに、本施設、本事業契約上の地位及び本事業等について、甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。ただし、甲は合理的な理由なく、当該承認を留保又は遅延しない。

第11章　保証

（建設の契約保証金）

第８０条　乙は、施設整備期間中、整備費等相当額の100分10に相当する金額以上の契約保証金を本契約締結時に納付する。ただし、甲は、次の条件のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)　乙が、本件施設の整備業務に関して、甲を被保険者とし、施設整備期間を保険期間とする整備費等相当額の100分10に相当する金額以上に当たる額の履行保証保険契約を締結し、その保証証券を甲に提出した場合

(2)　乙が、請負人をして、本施設の整備業務に関して、乙を被保険者とし、施設整備期間を保険期間とする整備費等相当額の100分10相当する金額以上に当たる額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、乙の費用負担で当該保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、甲を質権者とする質権を設定した場合

（維持管理の契約保証金）

第８１条　乙は、本施設の維持管理の履行保証として、供用開始日までに、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、(5)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　本施設の維持管理に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4)　本施設の維持管理に係る債務の履行を保証する履行保証証券による保証

(5)　本施設の維持管理に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額は、維持管理に係る年間のサービスの対価の12分の3以上としなければならない。

３　第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の維持管理業務に係る年間のサービスの対価の12分の3に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

第12章　法令変更

（通知及び協議）

第８２条　乙は、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本施設が設計図書に従い建設できなくなった場合、要求水準書等で提示された条件に従って維持管理できなくなった場合、又はそれらの実施のために過分の費用を要すると認められる場合若しくはそれらのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を直ちに甲に対して通知しなければならない。甲及び乙は、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

２　甲が乙から前項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために、速やかに本施設の設計、本施設完成日、本事業契約等の変更について協議する。当該協議にも関わらず、変更された法令の公布日から120日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続する。

（法令変更による増加費用等の扱い）

第８３条　法令変更により、本事業の実施につき、乙に合理的な増加費用又は損害が発生した場合は、当該増加費用又は損害の負担は、別紙11 に従う。法令変更により、費用の減少がある場合は、甲及び乙は、協議を行うことができる。

第13章　不可抗力等

（通知及び協議）

第８４条　乙は、不可抗力（乙が善管注意義務を尽くしても回避できないような第三者による損害も含む。）により、本施設が設計図書に従い建設できなくなった場合又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理できなくなった場合は、その内容の詳細を直ちに甲に通知しなければならない。この場合において、甲及び乙は、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力等の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力等により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

２　甲が乙から前項の通知を受領した場合は、甲及び乙は、当該不可抗力等に対応するために速やかに本施設の設計、本施設完成日、本事業契約等の変更について協議する。当該協議にも関わらず、不可抗力等が発生した日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、甲が不可抗力等に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続する。

（不可抗力等による増加費用又は損害の扱い）

第８５条　不可抗力により、施設整備業務、維持管理業務につき、乙に合理的な増加費用又は損害が発生した場合は、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12 に従う。

（不可抗力等による第三者に対する損害の扱い）

第８６条　不可抗力により、施設整備業務、維持管理業務につき、第三者に損害が発生した場合は、当該損害（ただし、乙、受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。）の負担は、別紙12 に従う。

第14章　その他

（公租公課の負担）

第８７条　本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、乙に対してサービス購入費及びこれに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。）を支払うほか、本事業契約に関連するすべての公租公課について、本事業契約に別段の定めのある場合を除き、負担し

ない。本事業契約締結時点で甲及び乙に予測不可能であった新たな公租公課の負担が乙に発生した場合は、その負担については、別紙11 に従う。

２　甲は、本施設の維持管理及び運営に係る光熱水費を負担する。ただし、自主事業に係る光熱水費は、乙の負担とする。

（協議）

第８８条　本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合は、甲及び乙は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

（第三者割り当て）

第８９条　乙は、乙の株主又は出資者（匿名組合出資及び優先出資をした者を含む。）以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に甲の承諾を得、また、この場合、乙は、新株の割当てを受ける者をして、甲に対して、速やかに別紙13 の様式及び内容の誓約書を提出させる。

２　乙は、契約期間の終了に至るまで、基本協定書別紙1 により出資保証したものが乙の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株を発行する。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（財務書類の提出）

第９０条　乙は、契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より●ヶ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（商法（明治32年法律第48号。以下「商法」という。）第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）及び年間業務報告書を甲に提出し、かつ、甲に対して監査報告及び年間業務報告を行う。

なお、甲は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。

（乙の経営状況に関するモニタリング）

第９１条　甲は、前条に基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、乙に対し、財務状況の改善を勧告できる。当概勧告がなされた場合は、乙は、速やかに財務状況改善計画書を甲に提出してその確認を受け、当該改善計画を適切に実行する。

（秘密保持）

第９２条　甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方、相手方の代理人又はコンサルタント若しくは乙が本事業契約の履行に必要な資金を調達する金融機関以外の第三者に漏らし、若しくは本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲又は乙が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第９３条　乙は、本施設の維持管理に関し、個人情報を取り扱う場合には、岩見沢市個人情報保護条例（平成15年条例第19号。以下「保護条例」という。）第12条の規定及び別紙14 の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

２　乙は、本施設の維持管理に関し、乙が保有している個人情報について、安全管理措置を定める規程等を定め、甲に提出するものとする。

３　甲は、乙に対し、前項に基づき定められた規程等の内容及び運用状況について、意見を述べることができる。乙は、甲から意見があったときは、誠意を持ってこれに対応するものとする。

４　甲は、第2項の規程等の運用状況を確認するために、必要な範囲で、乙に対し、調査することができる。

（個人情報の収集、利用又は第三者への提供）

第９４条　乙は、本施設の維持管理に関し、個人情報を収集し、利用し、又は第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づくほか、保護条例第7条又は第8条の規定に準じて、適正に行わなければならない。

第15章　雑則

（請求、通知等の様式その他）

第９５条　本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。

なお、甲及び乙は、当該請求等の宛先を各々相手方に対して、別途通知する。

２　本事業契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

３　契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法の定めるところによる。

４　本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（延滞利息）

第９６条　甲又は乙が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合は、甲は未払い額につき、延滞日数に応じ甲の延滞利率で計算した額の延滞利息を、乙は未払い額につき、延滞日数に応じ甲の延滞利率と同率で計算した額の延滞利息を、それぞれ相手方に支払わなければならない。

（解釈）

第９７条　本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲と乙は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

２　要求水準書等及び実施方針の間に齟齬がある場合は、本事業契約書、基本協定書、入札説明書に対する質問及び回答書、入札説明書、要求水準書、入札書類、実施方針に対する質問及び回答書及び実施方針の順にその解釈が優先する。また、要求水準書等に定めがない場合、質問回答書のうち契約書（案）に係る部分に基づき解釈し、当該解釈は、入札書類に優先する。

３　入札説明書の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合は、甲及び乙は、協議の上、当該記載内容に関する事項を決定する。

（準拠法）

第９８条　本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第９９条　本事業契約に関する紛争については、札幌地方裁判所岩見沢支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

附　則

（出資者に関する誓約）

第１条　乙は、甲の書面による事前に承諾のない限り、出資者をして、乙の株式又は出資（匿名組合出資にかかる利益配分権及び出資金返還請求権を含む。以下同じ。）の全部若しくは一部につき第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をさせないものとする。

２　前項の取扱いは、出資者間において乙の株式又は出資の全部若しくは一部を譲渡、担保設定その他の処分をしようとする場合についても同様とする。

３　乙は本契約の締結に当たり、出資者をして、基本協定に定める所により、別紙14の様式による出資者誓約書兼保証書を甲に対して提出させるものとする。

（融資者との直接協定の締結）

第２条　甲は、本事業の安定的な継続を図るため、乙に融資を行う者（以下「融資者」という。）との間で協議を行う。甲がこの協議を行う場合、次の各号に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとし、乙は、かかる直接協定を締結した融資者からの融資を受けるものとする。

(1)　融資者による乙に対する債権回収・保全の状態及び乙の財務状況に関する甲への報告に関する事項。

(2)　本契約に関し、乙に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資者への事前通知及び融資者との協議に関する事項。

(3)　乙の本契約に基づく義務又は融資者との間の融資契約に基づく義務の履行について、懸念が発生した場合における、甲及び融資者による本事業の円滑な推進に向けた協議に関する事項。

(4)　乙の株式又は出資の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項。

(5)　融資者が乙への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資者との間で行う事前協議に関する事項。

(6)　甲による本契約の解除に伴う措置に関する事項。

別紙1 日程表（第７条関係）

１	事業期間	事業期間は，設計期間，整備期間，開館準備期間の約 2 年と，維持管理・運営を開始した日から15 年の合計 17 年間とする。
２	本契約締結	平成 23 年 3 月
３	設計整備期間	平成 23 年 3 月 ～ 平成 25 年 2 月
４	開館準備期間	平成 25 年 2 月 ～ 開館日
５	開館	平成 25 年 4 月
６	維持管理期間	開館日 ～ 平成 40 年 3 月 31 日

備考 ： 日程表の記載期日については，本契約締結時点での日程とする。その後の日程変更については，市と事業者の間の協議とする。

別紙2　工事完成図書

1　鍵及び工具等引渡書
2　完成図(工事完成図一式)
3　工事完成写真及び工事記録写真
4　検査試験成績書
5　保守点検指導書
6　取扱説明書
7　保証書
8　確認通知書（計画変更が有った場合の計画変更通知書を含む。）
9　建築基準法に基づく検査済証及び中間検査済証（中間検査を受けた場合）
10　建築基準法の規定により必要な届出書の副本
11　建築士法に基づく工事監理報告書
12　消防法に基づく検査済証
13　その他必要となる検査済証、届出書、報告書等
14　什器備品配置票一式（什器備品リスト・カタログを含む。）
15　保全に関する資料
（使用材料表・使用機器表、機器納入仕様書、緊急連絡先一覧表、エレベーター取扱要領、自動ドア取扱要領）
16　諸官庁協議議事録
17　工事日誌

※　提出時の体裁、部数等については、ファイル3部とする。
※　提出図書は、ＣＡＤデータ（オリジナルＣＡＤデータ）、ＰＤＦデータも提出すること。
※　提出する図書等は、上記内容を予定しているが、その他必要な事項等については、事業者との協議による。

別紙３−１　基本設計図書

１　基本設計図　（A１判２部, 縮小版A3判３部）

ａ　建築

配置図・面積表・各室面積表・仕上表・各階平面図・立面図・断面図・矩計図・仮設計画図・その他必要なもの一式

ｂ　電気設備

配置図・各設備系統図・各設備諸元表・各階平面図及び断面図・その他必要なもの一式

ｃ　機械設備

配置図・各設備系統図・各設備諸元表・各階平面図及び断面図・その他必要なもの一式

ｄ　外構

外構平面図・雨水排水計画図・各部詳細図・植栽計画図・その他必要なもの一式

ｅ　什器・備品

什器備品配置平面図・姿図・その他必要なもの一式

・基本設計概要書
・構造形式及び設備方式等各種検討書並びに計算書
・工事費概算内訳書
・工程表
・法規チェックリスト
・日影図
・電波障害検討書
・外観透視図1カット以上(サイズ指定なし各1部)
・内観透視図2カット以上(サイズ指定なし各1部)
・打合せ記録、関係諸官庁協議記録
・基本設計説明書(上記の基本設計成果品をA3判にまとめたもの。３部)
・地盤調査報告書
・土壌汚染状況調査結果報告書
・その他市が必要と認めるもの

※　提出時の体裁、部数等については、ファイル3部とする。
※　提出図書は、ＣＡＤデータ（オリジナルＣＡＤデータ）、ＰＤＦデータも提出すること。
※　提出する図書等は、上記内容を予定しているが、その他必要な事項等については、事業者との協議による。

別紙3－2　実施設計図書

1　実施設計図

a　建築

図面リスト、特記仕様書、面積表・仕上表・配置図、各階平面図、立面図・断面図・矩計図・平面詳細図・展開図・部分詳細図・各種詳細図・建具表・各階天井伏図・各階梁伏図・軸組図・断面リスト・基礎配筋図・構造詳細図・仮設計画図・平均地盤面算定図・測量図、その他必要なもの一式

b　電気設備

図面リスト、特記仕様書、幹線系統図・受変電設備図・動力設備図・弱電設備図(情報システム関連工事を含む。)・消防設備図、その他必要なもの一式

c　機械設備

図面リスト、特記仕様書、各設備総統図・空気調和設備図・換気設備図・排煙設備図、自動制御設備図・給排水衛生設備図・消火設備図・昇降機設備図

d　外構

図面リスト、外構平面図・縦横断面図・雨水排水系統図・各部詳細図・植栽計画図

e　什器・備品

什器備品配置平面図・姿図

・構造計算書
・設備各種計算書
・省エネルギー計算書(PAL/CEC)
・ランニングコスト計算書
・工事費内訳書

項目、仕様、単価(建設物価、積算資料、見積書等、金額の根拠を記載)及び金額が判るものとすること。また、国の補助や記載の申請に必要な資料として利用できるよう、区分を明確にすること。

・数量調書
・一位代価表
・工事工程表
・法規チェック図及び法令チェックリスト
・日影図
・外観透視図1カット以上(サイズ指定なし各1部)
・内観透視図1カット以上(サイズ指定なし各1部)

・確認申請関係図書(1部)

・各種申請・協議・届出図書一式

・電波障害対策計画書

・長期修繕計画書(15年間)

・その他必要なもの一式

・その他市が必要と認めるもの

※　提出時の体裁、部数等については、ファイル3部とする。

※　提出図書は、原図及びＣＡＤデータ（オリジナルＣＡＤデータ）、ＰＤＦデータを提出すること。

※　提出する図書等は、上記内容を予定しているが、その他必要な事項等については、事業者との協議による。

別紙4　施設使用貸借契約書様式

施設使用貸借契約書

岩見沢市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、施設の使用貸借について次のとおり契約する。

なお、本契約で別段定義するものの他、本契約において使用する語は、ＰＦＩ事業契約（以下に定義する。）における定義に基づくものとする。

（使用貸借部分）

第１条　甲は、甲乙間で平成23年●月●日付で締結された岩見沢市生涯学習センター整備事業にかかる事業契約書（以下「ＰＦＩ事業契約」という。）に基づいて以下の部分（以下「使用貸借部分」という。）を、乙がＰＦＩ事業契約に基づく[岩見沢市生涯学習センター運営業務の一環として、]業務を行うのに必要な範囲でのみ使用するため、乙に無償で貸付けし、乙は、この建物を借受ける。

施設名　岩見沢市生涯学習センター
所在地　岩見沢市●●●
面　積　　●●㎡
使用箇所　添付図面に表示された部分

（期 間）

第２条　使用貸借の期間は、平成25年4月●日から平成40年3月31日までとする。

２　甲及び乙は、本件事業が乙により継続されている間、本契約を解約できないものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第３条　乙は、甲の承諾を得ないで、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は使用貸借部分を転貸してはならない。ただし、市は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。

（使用上の制限）

第４条　乙は、使用貸借部分を善良なる管理者の注意をもって使用し、維持、保全しなければならない。

２　乙は、使用貸借部分について、甲の承諾を得ないで現状を著しく変更又は著しい改装を行ってはならない。

（変更等承諾手続）

第５条　乙は、本契約の定めるところにより甲の承諾を必要とする行為をしようとするときは、事前にその理由その他参考となるべき事項を詳細に記載した書面により、甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

２　前項の規定による乙の申請に対する甲の承諾は、書面によるものとする。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第６条　乙は、使用貸借部分の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、ＰＦＩ事業契約に定めるところによるものとする。

（修理・改良等）

第７条　乙は、ＰＦＩ事業契約に基づき、使用貸借部分の修理業務を自己の費用負担で行うものとする。

２　乙は使用貸借部分について、模様替え等の改良のための有益費その他使用貸借部分の使用に伴い要する費用を負担する。

（滅失又は毀損の通知義務）

第８条　乙は、使用貸借部分の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

（使用上の損傷等）

第９条　乙は、その責に帰する理由により、使用貸借部分を滅失し、又は毀損した場合においては、乙の負担において、使用貸借部分を原状に回復しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第１０条　乙は、所在地又は表者に変更があったときは、速やかにそれを証する文書を添付して書面により甲に届け出るものとする。

（実地調査等）

第１１条　甲は、必要があると認めるときは、使用貸借の期間中において、本契約の内容について、その職員をして随時に乙に対し質問させ、関係書類その他使用貸借部分について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、前項の調査を拒み又は妨げ、若しくは報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（本契約の終了）

第１２条　本契約の解約又は終了については、ＰＦＩ事業契約に定めるところによる。

（原状回復義務）

第１３条　甲は、使用貸借部分の検査を行い、甲から乙に平成40年3月10日までに特段の指示がない場合は、乙は、平成40年4月１日に、同日における現状のまま使用貸借部分を甲に引き渡すものとする。

２　前項で、甲が乙に使用貸借部分の原状回復について特段の指示をした場合は、乙は、平成40年5月1日までに、甲の指図に従って使用貸借部分を原状に復し、甲に返還しなければならない。

なお、本項の甲による特段の指示は、平成24年10月1日現在における使用貸借部分の原状に回復することを限度とし、これを超える原状回復を乙に指示するものではない。

３　前項の特段の指示が、乙の責めに帰すべき事由に起因してなされた場合には、乙が使用貸借部分の原状回復の費用を負担し、甲の責めに帰すべき事由により起因してなされた場合には、甲が使用貸借部分の原状回復の費用を負担するものとする。また、前項の特段の指示が、不可抗力に起因してなされた場合には、ＰＦＩ事業契約に定めるところによるものとする。

４　甲は、乙が第２項の義務を履行しないときは、使用貸借部分を甲自ら原状に復し、乙が前項の規定に基づき負担すべき費用を乙から徴収することができる。

（違約金）

第１４条　乙は、前条第４項に規定する費用（以下「費用」という。）について、甲が定める納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、費用の額に対し、年3.3パーセントを乗じて計算した額の違約金を甲に支払わなければならない

２　前項に規定する違約金は、第16条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

（必要費等の請求権の放棄）

第１５条　乙は、使用貸借部分に投じた修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他本件建物の使用に伴い要する費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。

（損害賠償）

第１６条　乙は、本契約上の義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（信義則）

第17条　甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第１８条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（契約の特約）

第１９条　本契約において、特に注意すべき事項がある場合は、別に定めるものとする。

（管轄裁判所）

第２０場　本契約について訴訟等が生じたときは、札幌地方裁判所岩見沢支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成●●年●●月●●日

甲　岩見沢市長　渡辺　孝一

乙

別紙5　保険料の取扱いについて

1　設計・建設工事期間中の保険

事業者は、設計・建設工事期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

(1) 建設工事保険

1)被保険者

事業者又は工事請負人等。

2)保険の対象

本施設の建設工事費。

3)保険期間

建設工事着工日を始期とし、引渡し日を終期とする。

4)保険金額（補償額）

請負代金額（消費税含む。）。

5)補償する損害

水災・雪災害危険を含む不測、かつ、突発的な事故による損害。

(2) 第三者賠償責任保険

1)被保険者

事業者又は工事請負人等。

2)保険期間

建設工事着工日を始期とし、引渡し日を終期とする。

4)填補限度額（補償額）

・対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上。

・対物1事故あたり1億円以上。

5)補償する損害

本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

(3) 日事連・建築士事務所賠償責任保険

1)被保険者

事業者。

2)保険の対象

建築物及び対象となる建築物に付属し建築物と一体をなしている工作物。

3)保険期間

4月1日～翌年4月1日。

4)保険金額（補償額）

1事故につき3億、保険期間中3億、対人1名につき1億5千万、建築設備機能不発揮の場合1事故500万円（保険期間中1000万円）。

5)補償する損害

被保険者が日本国内において行った設計業務のミスにより起こった事故による損害。

(4) 履行保証保険

1)保険契約者

事業者。

2)保険期間

建設請負契約期間。

3)填補限度額(補償額)

本件施設の建設工事に要する費用に相当する金額の10%。

4)補償する損害

建設工事業務の請負人の債務不履行による建設請負契約解除に伴う同契約上の違約金を事業者に対して補償。

事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを遅延なく市に提出する。事業者又は工事請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

２ 維持管理運営期間中の保険

事業者は、維持管理運営期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。ただし、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。

なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

(1) 施設賠償責任保険

1)保険契約者

事業者又は受託者等。

2)保険期間

維持管理運営期間開始日から維持管理運営期間終了日までとする。（毎年度更新することでもよい。）

3)填補限度額（補償額）

・対人－1 名当たり1 億円、1 事故当たり10 億円以上。

・対物－1 事故当たり1 億円以上。

4)補償する損害

本件施設の使用もしくは管理及び本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

5)その他

市を追加被保険者とすること、交叉責任担保追加特約を付帯すること（出来ない場合がある。）。

(2) 維持管理運営業務を対象とした第三者賠償責任保険

1)保険契約者

事業者又は受託者等。

2)保険期間

維持管理運営期間開始日から維持管理運営期間終了日までとする(毎年度更新することでもよい。)。

3)填補限度額（補償額）

・対人1名当たり1億円、1事故あたり10億円以上。

・対物1事故当たり1億円以上。

4)補償する損害

維持管理運営業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

(3) 維持管理運営業務を対象とした借家賠償責任保険

1)保険契約者

事業者又は受託者等。

2)保険期間

維持管理運営期間開始日から維持管理運営期間終了日までとする(毎年度更新することでもよい。)。

3)補償する損害

本施設の維持管理及び運営業務に伴い、本件施設の火災、破裂又は爆発により本施設に損害を与えた場合の本施設所有者に対する法律上の賠償責任を補償。

別紙6－1　工事開始前の提出図書

1　施工計画書
2　全体工程表
3　現場代理人・各種技術者届
4　建設業務実施体制表
5　その他必要図書

※ 提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

別紙6－2　施工時提出の工事書類

１　施工時の提出書類

・月間工程表
・週間工程表
・施工計画書の写し（市が求めたとき）
・施工体制台帳の写し（市が求めたとき）
・施工体系図の写し（市が求めたとき）
・電気関係各種届出書（電気主任技術者、受電申し込み等）
・消防設備関係提出書類（着工届、設置届）
・その他必要書類

※　提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。
※　提出する図書等は、上記内容を予定しているが、その他必要な事項等については、事業者との協議による。

別紙7　工事開始前提出の工事監理書類

1　業務計画書（業務一般事項・業務工程計画・業務体制・業務方針）

2　その他必要書類

※ 提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

別紙 8-1　サービスの対価の支払方法

1　サービスの対価の構成について

（1）サービスの対価を構成する項目及び該当する業務

サービスの対価を構成する項目及び該当する業務は、次のとおりである。

市の選定事業者に対する支払いは、施設購入費相当分（「ア　本施設の整備に対する対価」と「イ　本施設の整備に関する消費税」及び「ウ　本施設の整備に関する支払利息等」の合計）と維持管理費相当分（「エ　本施設の維持管理に対するサービス対価」と「オ　本施設の維持管理に関する消費税」の合計）の総合計から成る。

<table>
<tr><td colspan="5">市の選定事業者に対する支払</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設購入費相当分</td><td>項目</td><td>建設一時払金</td><td>施設整備割賦払金</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>ア 本施設の整備に対する対価</td><td>①　調査費
②　設計費
③　建設費
④　工事監理費
⑤　許認可及び近隣対応費
⑥　周辺影響調査・電波障害等対策費
⑦　建築付帯設備費</td><td rowspan="2">・交付金相当額
（消費税は含まない。）
・起債相当額</td><td rowspan="3">・割賦元金は、ア＋イ＋ウより建設一時金分を控除した額をいう
・割賦金利は、割賦元金の支払期間を二分し、この当該期間についてそれぞれ乙が提案する支払金利により元利均等方式で算出される支払い金利額をいう
・支払い方法は、所有権の移転から事業契約の完了までの 15 年間にわたって、年 4 回・計 60 回の元利均等方式とする。
・基準金利の利率は、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 35 年 4 月 1 日に改定を行う。</td></tr>
<tr><td>イ 本施設の整備に関する消費税</td><td>⑧　①から⑦にかかる消費税</td></tr>
<tr><td>ウ 本施設の整備に関する支払利息等</td><td>⑨　建中金利
⑩　金融手数料
⑪　開業費
⑫　⑨から⑪にかかる支払利息及び消費税</td><td>―――</td></tr>
<tr><td colspan="2">維持管理費相当分</td><td colspan="2">項目</td><td>支　払</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>エ 本施設の維持管理に対するサービス対価</td><td colspan="2">・施設設備維持管理業務
・建物維持管理業務
・環境衛生管理業務
・警備業務
・運営支援業務
・その他これらを実施する上で必要な関連業務</td><td rowspan="2">・維持管理に対するサービス大家の支払いは、エ+オとする。
・支払い方法は、所有権の移転から事業契約の完了までの 15 年間にわたって、年 4 回・計 60 回に分けて均等方式とする。
・事業期間中の物価変動に対応
して改定する。
・減額措置あり。</td></tr>
<tr><td>オ 本施設の維持管理に関する消費税</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">市が土地の所有者に支払う土地代</td></tr>
<tr><td colspan="3">土地代</td><td colspan="2">支　払</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">カ 土地代</td><td colspan="2">・土地売買契約書（案）を参照すること。</td></tr>
</table>

（２）サービス対価の考え方

乙が実施する施設整備業務に相当する対価は、本契約に基づき支払われる「施設購入費」とし、「建設一時払金」と「施設整備割賦払金」で構成される。また、維持管理業務に相当する対価は、本契約に基づき支払われる「維持管理費」とする。

これらの支払方法は、下記「２．各種サービスの対価の支払方法」に規定する。

１）建設一時払金

建設一時払金とは、乙が実施する施設整備業務の施設購入費のうち前項（１）の表中①～⑧に示す費用を合算した額をいい、甲は、これを国庫補助金等及び起債等により調達するものとし、対象施設の完成引渡受領後、建設一時払金として乙に支払う。

２）施設整備割賦払金

施設整備割賦払金とは、乙が実施する施設整備業務の施設整備費及び支払利息のうち次の a と b を合算した額をいい、乙がこの費用を調達するものとし、甲は、これを対象施設引渡受領後の維持管理期間中に平準化して施設整備割賦払金として乙に支払う。

a　施設整備費及び支払利息から建設一時払金を控除した額（割賦元金）
b　割賦元金の支払期間を二分割し、この当該期間について、それぞれ乙が提案する支払金利により元利均等返済方式で算出される支払金利額（割賦金利）

上記 b にかかる支払回数、支払期間、割賦金利の算定方法及び基準金利は、下記「２．各種サービスの対価の支払方法」に規定する。

３）維持管理費

維持管理費とは、前項（１）の表中エとオに示す乙が実施する維持管理業務の維持管理費をいい、甲は、これを維持管理期間中の各年度４回に分けて維持管理費として乙に支払う。

２　各種サービスの対価の支払方法

甲は、乙に対し「建設一時払金」、「施設整備割賦払金」、「維持管理費」を、本契約書の規定に基づき支払うものとする。

（１）建設一時払金

乙は、対象施設の甲による完成通知書を受領した場合は、速やかに甲へ請求書を提出するものとする。甲は、対象施設の引渡を受けた後、国庫補助金等及び起債等が充当された後上で、速やかに乙に対して建設一時払金を支払う。

（２）施設整備割賦払金

1）施設購入費割賦払金の支払回数、支払期間及び割賦金利の算定方法

施設整備割賦払金の支払回数は、平成 25 年 4 月 1 日を第 1 回とし、平成 40 年 3 月 31 日を

最終回とする 60 回とし、支払期間を二分割して平成 25 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までを第 1 回支払期間とし、平成 35 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日までを第 2 回支払期間とする。第 1 回支払期間にあっては当該期間の支払総額の 40 分の 1 を、第 2 回支払期間にあっては当該期間の支払総額の 20 分の 1 を各支払期間中の各年の 4 月 30 日、7 月 31 日、10 月 31 日及び 1 月 31 日（いずれも銀行営業日でない場合は、その翌銀行営業日）に SPC の請求に基づき市は施設購入費割賦払金を支払う。

支払期間	当該支払期間中の支払総額及び割賦金利の算定方法
第 1 回支払期間 平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 35 年 3 月 31 日	元金の 15 分の 10 の金額を 10 年間で元利均等返済する額 ＋ 元金の 15 分の 5 の金額に対する当該支払期間の金利
第 2 回支払期間 平成 35 年 4 月 1 日～ 平成 40 年 3 月 31 日	元金の 15 分の 5 の金額を 5 年間で元利均等返済する額

2）基準金利及びスプレッド

施設購入費割賦払金にかかる支払利息は、施設購入費及び支払利息から建設一時払金を控除した額を元金として、下表に示す基準金利に基づき算定する。

金利：下記　a）基準金利及び　b）スプレッドの合計とする。

基準金利の変動に伴い、下表のとおり改定を行う。

a. 基準金利

支払期間	基準金利	金利の決定基準日
第 1 回支払期間 平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 35 年 3 月 31 日	午前 11 時または午前 11 時に可及的に近い午前 11 時以降の時点において全国銀行協会が公表する日本円 TIBOR（Telerate17097 ページまたはこの承継ページ）のうち、3 ヶ月に対応した利率とする。	平成 25 年 4 月 1 日（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）
第 2 回支払期間 平成 35 年 4 月 1 日～ 平成 40 年 3 月 31 日	午前 11 時または午前 11 時に可及的に近い午前 11 時以降の時点において全国銀行協会が公表する日本円 TIBOR（Telerate17097 ページまたはこの承継ページ）のうち、3 ヶ月に対応した利率とする。	平成 35 年 4 月 1 日（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）

b. スプレッド

乙が入札時に提案したスプレッドとする。

（３）維持管理費

市は､維持管理費相当分として、「エ　本施設の維持管理に対するサービス対価」と「オ　本施設の維持管理に関する消費税」の合計額を、本施設の所有権の移転から事業契約の完了までの 15 年間にわたって選定事業者に均等方式で支払うものとする。

1）修繕費を除く維持管理費

修繕費を除く維持管理費は、下表のとおり四半期に一度、年額の 4 分の 1 を支払う。各四半期終了後、乙は当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に、モニタリングの結果を踏まえ各回の対価を支払う。

<table>
<tr><th>各回</th><th>対象期間</th><th>支払額の割合</th><th>支払見込時期</th></tr>
<tr><td>第 1 四半期</td><td>4 月～6 月</td><td rowspan="4">年額の 4 分の 1</td><td rowspan="4">各四半期終了後の翌月の末日（当該期日が銀行営業日でない場合は、翌営業日）</td></tr>
<tr><td>第 2 四半期</td><td>7 月～9 月</td></tr>
<tr><td>第 3 四半期</td><td>10 月～12 月</td></tr>
<tr><td>第 4 四半期</td><td>1 月～3 月</td></tr>
</table>

また、当該費用は、毎年度 1 回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、業務ごとに別紙 8-2 記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の各業務の対価に乗じ、翌年度 4 月支払分以降の各業務の対価に反映させる。

2）修繕費

修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期ごとに業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。各四半期の対象期間及び支払見込時期は、上記 a と同様とする。

また、物価変動による対価の改定についても、上記 a と同様に行う。

３　消費税及び地方消費税

施設整備費に係る消費税率は、引渡日に適用のある税率に、維持管理費に係る消費税率は実際の支払時に適用のある税率に、それぞれよるものとし、変更分についても甲が負担するものとする。

別紙 8-2　サービスの対価の変更

１　物価変動によるサービスの対価の変更

（１）施設整備費のうちの建設費

a　甲及び乙は、工期内で本契約締結の入札日から 12 月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

b　甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（本契約に定められた工事費をいう。以下同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費の 1,000 分の 15 を超える額につき、工事費の変更に応じなければならない。

c　変動前工事費及び変動後工事費は、それぞれ入札日及び請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、変動前工事費及び変動後工事費を定め、乙に通知する。

d　上記アの規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づく工事費の基準とした日」と読み替えるものとする。

e　特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

f　予期することのできない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

g　上記オ又はカの規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、工事費を変更し、乙に通知する。

h　上記ウ又はキの協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。

（２）維持管理費

維持管理費は、下表に示す指標に基づき、改定を行う。

平成 22 年度末又は甲と乙が別途合意する日に、入札日から当該時点までにおける指標の変動率を勘案した改定率を反映させ維持管理費の見直しを行い、当該変動率が±３％以上の場合、これに基づく改訂を実施するものとする。以降、毎年、指標の変動率を勘案した改定率を反映させ維持管理費の見直しを行うこととし、各指標の毎年の変動率が±１％以上の場合又は直近の改定（平成 22 年末又は甲と乙が別途合意する日に上記第１回の改訂が行われなかった場合は、入札日）からの変動率が累積で±３％以上の場合に、これに基づく改訂を実施するものとする。

なお、上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。この場合、当該協議において合意が成立しないときは、甲は、指標の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断指標を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。

項目	該当する業務	参照指標
運転管理費	運転管理業務	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） ・第６表　実質賃金指数 ・事業所規模５名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
維持管理・保守点検費	維持管理・保守点検業務	「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大類別・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別　　　：建物サービス ・品目　　　　：設備管理
修繕業務費	修繕業務	「企業物価指数」（日銀調査統計局） ・基本分類指数：国内企業物価指数 ・一般機器
ユーティリティ調達・管理業務費	ユーティリティ調達・管理業務	電気：原則として、電気料金の改定率 ガス：原則として、ガス料金の改定率 水道：原則として、水道料金の改定率 その他：「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第１表－１　中分類指数（全国） ・光熱・水道
警備業務費	警備業務	「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型　　　：警備 ・品目　　　　：警備
清掃業務費	清掃業務	「企業向けサービス価格指数」 （日銀調査統計局） ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型　　　：建物サービス ・品目　　　　：清掃
その他業務費	機器交換業務、給水装置管理業務、事故・緊急時対応業務、植栽管理業務、事業終了時の引継ぎ業務	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） ・第６表　実質賃金指数 ・事業所規模５名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
その他費用		「消費者物価指数」（日銀調査統計局） ・第１表－１　中分類指数（全国） ・総合

２　金利変動によるサービスの対価の変更

施設整備費については、別紙９　２（２）に記載のとおり、基準金利の変動に伴い、改定を行う。

３　市場実勢価格等の変動によるサービスの対価の変更

甲及び乙は、維持管理費について、直近の改定時の維持管理費及び類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格の推移その他新製品の導入等諸般の事情を勘案して、５事業年度に１度、見直しのための協議を行う。この場合、当該協議において合意が成立しないときは、甲は、維持管理費の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。なお、初回の見直しは、平成22年度末又は甲と乙が別途合意する日とする。

４　法制度の改正によるサービスの対価の変更

（１）甲及び乙は、法制度の改正によりサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、合理的と判断する理由及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、翌事業年度のサービスの対価の変更を請求することができる。

（２）前項の定めに基づく請求がなされた場合、甲及び乙は、請求の当否及び変更額について協議の上決定する。

（３）前項の協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。

（４）前各項の規定にかかわらず、甲及び乙は、翌事業年度開始前に改正後の法制度が実施され、当該法制度の実施の日から当該実施の日が属する事業年度が終了する日までのサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、相手方に対し、当該事業年度のサービスの対価の変更を求めることができる。この場合の手続は、前各項の規定を準用する。

５　税制の変更によるサービスの対価の変更

（１）乙は、税制の変更（ただし、法人税、所得税、事業税その他収益に関する税制に関する変更を除く。以下、本項において同様とする。）により乙が支払うべき租税が新設又は増額されたときは、甲に対してその旨及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。

（２）甲は、税制の変更により乙が支払うべき租税が減免されたときは、乙に対してその旨を通知することにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。

（３）前２項に基づく請求がなされた場合、甲及び乙は、請求の当否及び変更額について協議の上決定する。当該協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

６　上記以外の想定外の変化に対する見直し

（１）サービスの対価の算定根拠である前提条件について、上記１～５において考慮されない変動要素が発生し、又はサービスの対価が前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合には、甲及び乙は速やかに協議を行い、サービスの対価の見直しを検討するものとする。かかる協議は、甲又は乙からの申込みにより行われるものとし、一方の当事者から申込みを受けた場合、他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。

（２）前項に記載する協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

別紙9　維持管理業務に係るモニタリング、サービス購入費の減額及び契約の解除

維持管理業務に関するモニタリング及び維持管理業務の不履行に対するサービス対価の減額等の手続は以下のとおりとする。なお、維持管理業務の不履行に対しては、サービス対価の減額措置の他、業務に関する指導等を随時行う。

1　維持管理運営業務に関するモニタリングの方法

市はその費用負担において、事業期間中、維持管理運営業務に関するモニタリングを行う。

（1）業務報告書の提出

事業者は、本事業契約第 44 条に定められた本件施設の維持管理状況を正確に反映した業務報告書を作成し、市に提出する。市は提出された業務報告書の内容を確認する。事業者が提出する業務報告書及び提出時期は以下のとおりとする。

1）月間業務報告書：翌月 5 日までに提出

2）半期業務報告書：毎年 10 月 10 日及び翌年度4 月 10 日までに提出

3）年間業務報告書：翌年度6 月 30 日までに提出

（2）定期モニタリング

市は、月１回、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、事業者が作成し提出した月間業務報告書の内容を確認し、事業者の業務実施状況をチェックする等の方法により実施する。

また、市は必要に応じて施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、事業者の業務実施状況をチェックする。

（3）随時モニタリング

市は、維持管理期間中、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、事業者に事前に通知した上で、本件施設の維持管理について事業者に説明を求め、又は本件施設内において、その維持管理状況を事業者及び維持管理企業の立会いの上確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行うものとする。

2　維持管理業務が業務要求水準を満たしていない場合の措置

市は、モニタリングの結果、維持管理業務が入札説明書等に定めた業務要求水準（以下「業務要求水準」という。）を満たしていないと判断した場合は、以下の措置を行う。

（1）業務要求水準未達の基準

維持管理業務が業務要求水準を満たしていない場合とは、以下に例を示す状態と同等の事

態をいう。

1）本件施設の利用可能性が確保されておらず、利用者に重大な支障が生じる場合
2）本件施設の利用可能性は確保されているが、利用者が明らかに利便性を欠く場合

維持管理業務の業務要求水準が上記1）又は2）の状態となる基準は以下のとおりとする。

1）利用者に重大な支障が生じる場合の例

業務区分		事象例
維持管理業務	・建築物保守管理業務 ・建築設備保守管理業務 ・環境衛生管理業務 ・警備業務	・維持管理業務の故意による放棄 ・市との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等） ・定期点検の未実施 ・施設の全部が利用できない ・故障等（業務要求水準に示す機能を果たさない。）の放置 ・維持管理業務の不備による人身事故の発生等 ・非常時又は災害時の建築設備の未稼働 ・不衛生状態の放置 ・警備業務の不備による侵入者が起こした重大な犯罪の発生等 ・その他、維持管理業務の不履行等を起因として利用者等に重大な影響を及ぼす事態の発生等

2）利用者が明らかに利便性を欠く場合の例

業務区分		事象例
維持管理業務	・建築物保守管理業務 ・建築設備保守管理業務 ・環境衛生管理業務 ・警備業務	・維持管理業務の怠慢 ・業務報告の不備 ・施設の一部が利用できない ・関係者への連絡不備 ・保全上必要な修理等の未実施等

（2）改善要求

1）是正計画書の確認

市は、維持管理業務が業務要求水準を満たしていないと確認された場合は、事業者に直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求する。その結果、速やかに改善・復旧がなされない場合には、改善勧告を行い、事業者に是正計画書の提出を求める。事業者は定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した是正計画書を市へ提出し、市の承諾を得る。

なお、市は、事業者が提出した是正計画書が、業務要求水準を満たしていない状態を改

善・復旧できる内容と認められない場合は、是正計画書の変更、再提出を求めることができる。

2）是正措置の確認

事業者は、市の承諾を得た是正計画書に基づき、直ちに是正措置を実施し、市に報告する。

市は、改善期限が過ぎても改善・復旧が確認できない場合は、再度改善要求を行うことができる。

（3）サービス対価の減額

維持管理業務が業務要求水準を満たしていないと確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、6 ヶ月分（第 1 回支払期のみ 3 ヶ月分）の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス対価の減額を行う。

1）減額ポイント

市は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。減額ポイントは以下のとおりとする。なお、減額ポイントは、その原因となった事態が開始した当月において発生させるものとする。

ただし、減額の対象となる状態と認められたとしても、以下のア又はイに該当する場合には減額ポイントを加算しない。

① やむを得ない事由により減額対象となる状態が生じた場合で、かつ、事前に市に連絡があった場合

② 明らかに事業者の責めに帰さない事由により減額対象となる状態が生じた場合

事　態	減額ポイント
本件施設の利用可能性が確保されておらず、利用者に重大な支障が生じる場合	維持管理業務の故意による放棄：100ポイント 人命に関する事柄：100ポイント 上記以外の事柄：1つの事態につき20ポイント
本件施設の利用可能性は確保されているが、利用者が明らかに利便性を欠く場合	1つの事態につき5ポイント

2）減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、事業者に減額ポイントを通知する。サービス対価の支払に際しては、6 ヶ月分（第 1 回支払期のみ 3 ヶ月分）の減額ポイントの合計を計算し、下表に従ってサービス対価の減額割合を定め、減額の必要がある

場合には、当該6ヶ月間（第 1 回支払期のみ 3 ヶ月間）の支払額を事業者に通知する（減額は、当該モニタリング期間の維持管理費相当額の総額に対して行う。）。なお、当該期間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、当該期間の減額措置の有無に関わらず、次の期に持ち越して減額ポイントの積算を行わないものとする。

6ヶ月の減額ポイント合計	サービス対価の減額割合
100以上	100%減額
50～99	1ポイントにつき0.8%減額（40.0%～79.2%）の減額
20～49	1ポイントにつき0.5%減額（10.0%～24.5%）の減額
0～19	0%(減額なし)

（%表示で小数点以下となる場合は切り上げ)

（４）維持管理業務を行う者の変更等

1）維持管理期間を通じ、同一の対象業務において 2 回の減額措置を経た後、更に業務不履行（減額ポイントの発生）があった場合、市は、事業者と協議の上、維持管理業務を行う者を変更させることがある。なお、サービス対価の支払対象期間の途中に維持管理業務を行う者を変更した場合においても、当該期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。

2）維持管理業務を行う者の変更後も対象業務の改善が認められずサービス対価の減額措置が行われる場合、又は事業者が 3 ヶ月以内に市の要求する維持管理業務を行う者の変更に応じない場合は、市は本事業契約を解除することができる。

別紙10　目的物引渡書様式

目 的 物 引 渡 書

平成 年 月 日

岩見沢市長

殿

事業者 住 所
名称
代表者

事業者は、次の施設を、岩見沢市生涯学習センター整備事業事業契約第39条の規定に基づき引き渡します。

工事名		
工事場所		
施設名称		
引渡し年月日		
立会人	岩見沢市	
	事業者	

平成 年 月 日

● 殿

平成 年 月 日付けで,
上記の施設の引渡しを受けました。

岩見沢市

別紙11　法令変更による増加費用及び損害の負担

1　法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は以下の(1)ないし(3)のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

（１）本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更
（２）事業者に類型的又は特別に影響を及ぼす税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
（３）消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2　市が前項の規定に基づき増加費用又は損害を負担する場合は、市の選択により、サービス対価を変更し、又は別途、事業者にこれを支払うものとする。

別紙12　不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

1　不可抗力による増加費用及び損害の負担割合は以下に定める割合に従い、市及び事業者が負担する。

（1）設計・建設工事期間

設計・建設工事期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が設計・建設工事期間中に累計で「施設整備費相当額」に規定する費用のうち、「施設整備費」並びにその消費税及び地方消費税の合計の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

ただし、事業者（建設企業又は維持管理企業を含む。）が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、増加費用額及び損害額から控除する。控除後の金額について、「施設整備費相当額」に規定する費用のうち、「施設整備費」並びにその消費税及び地方消費税の合計の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

（2）維持管理期間

維持管理期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が一事業年度につき累計で一年間の維持管理費相当額（ただし、第 65 条（サービス対価の支払方法）による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

ただし、事業者（建設企業又は維持管理企業を含む。）が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金相当額は、増加費用額及び損害額から控除する。

2　市が前項の規定に基づき増加費用又は損害を負担する場合は、市の選択により、サービス対価を変更し、又は別途、事業者にこれを支払うものとする。

別紙 13　**出資者誓約書兼保証書の様式**

平成●年●月●日

岩見沢市
市長　渡辺　孝一

出 資 者 誓 約 書 兼 保 証 書

岩見沢市（以下「市」という。）及び[ＳＰＣ名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付で締結された「岩見沢市生涯学習センター整備事業事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、事業者の出資者である●会社、●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、後記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書兼保証書において使用される用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

１　事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在、有効に存続していること。

２（１）本日現在における事業者の発行済株式総数は●株であり、総株主の議決権数は●個であること。
（２）当社らの保有する事業者の株式に係る議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
（３）当社らではない者が保有する事業者の議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。

３　事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書及び融資契約書その他市が合理的に要求する資料の写しを速やかに市に提出すること。

4　当社らは、本契約が終了するまでの間、事業者の議決権を各保有するものとし、「岩見沢市生涯学習センター整備事業基本協定書」第３条第２項を遵守するとともに、市の事前の書面による承諾がある場合（第３項に定める承諾がある場合を含む。）を除き、事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、当社らは、いかなる場合も、反社会的勢力（集団的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。

5　当社らが市の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡する場合、当社らは、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲渡受人から、「岩見沢市生涯学習センター整備事業基本協定書」別紙の様式による誓約書徴求の上、市に提出すること。

以　上

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

●会社
住所
代表者

別紙14　個人情報取扱特記事項

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　事業者及び業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　事業者は、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を市に提出するものとする。

（個人情報保護管理者の設置）

第３条　事業者は、業務に関して知り得た個人情報の適切な管理を行うための個人情報保護管理者を定め、市に書面により届け出るものとする。

２　個人情報保護管理者は、個人情報の改ざん、盗用等の防止について必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、業務に関して知り得た個人情報を取り扱う者を必要最小限の者に限り、個人情報保護管理者の監督の下で取り扱うものとする。

（業務場所の特定等）

第４条　事業者は、あらかじめ業務を行う場所を特定し、市に書面により届け出るものとする。

２　事業者は、前項の規定により特定した場所の外に、業務に関して知り得た個人情報を持ち出してはならない。ただし、市が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

（適正な取得）

第５条　事業者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

２　事業者は、業務を処理するために市から個人情報が記録された資料（以下「個人情報資料」という。）を引き渡されたときは、市にその個人情報資料の内容、媒体及び数量を記載した借用書を提出するものとする。

（安全管理措置）

第６条　事業者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個

人情報の適切な管理のために必要な措置（例：個人情報を保存した記録媒体の運搬に際しては、鍵付のケースに施錠のうえ収納して行うなどの安全対策）を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第７条　事業者は、市の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の制限）

第８条　事業者は、市の書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために市から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製してはならない。

２　事業者は、市から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製したときは、その複写物又は複製物を原本と同様に取り扱うものとする。

３　事業者は、市から引き渡された個人情報資料のうち業務の範囲外の部分を加工してはならない。

（個人情報資料の返還等）

第９条　事業者は、市の書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために市から引き渡された個人情報資料を業務完了後直ちに市に返還するものとする。

２　個人情報資料の返還の際には、第５条第２項の借用書により確認を行うものとする。

３　市は、必要がある場合、業務完了時以外でも個人情報資料の返還を求めることができる。その際には、事業者は市が指定した期日までに個人情報資料を返還しなければならない。

４　事業者は、業務を処理するために取得した個人情報資料のうち市に返還する個人情報資料以外のものを業務完了後直ちに廃棄し、又は消去するものとする。この場合、市は事業者に対し廃棄し、又は消去したことについて、書面による報告を求めることができる。

（従事者の教育）

第１０条　事業者は、業務に従事している者に対して、個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、岩見沢市個人情報保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

（実地調査）

第１１条　市は、事業者が業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第１２条　市は、事業者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、事業者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故報告）

第１３条　事業者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。